

平成24年第1回竹原市議会定例会会議録

平成24年3月6日開議

(平成24年3月6日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第28 一般質問

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位2番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目には、市営・我元行共同墓地の管理問題について質問します。

私は、昨年12月市議会で市営墓地、我元行墓地の現使用者は旧竹原町墓地使用条例に基づき墓地使用权を得ており、30年の使用期限はどこに明記されているのか、これを質問いたしました。そのとき市長は、30年の使用期限を定めた規定はないと明確に述べた後、墓地の運営に関し旧条例、施行規則は使用期限を限定した規定が定められており云々と答弁されました。

そこで市長に質問します。

墓地の運営に関し使用期限を限定した規定とは、どの条例、規則のことでしょうか。その根拠と解釈について明確な市長の答弁を求めておきます。

次に、旧町墓地条例に基づく当初の契約で墓地使用料を支払った人は永代使用できると理解すべきではないでしょうか。

次に、旧町墓地条例の第8条3号は、無縁墓地となり、その後30年を経過した墓地に限り墓地の返還を求めることができると理解すべきではないでしょうか。

次に、旧町墓地条例に基づく下記の使用者の墓地使用料、すなわち竹原町墓地使用証券、ナンバー第256号、許可年月日、昭和21年2月18日、墓地区域、5等ノ（カ）号区、墓地面積、約34坪、その墓地使用料は792円58銭となっており、この墓地使用料は適正な金額の使用料となっているのかどうかを市長にお尋ねしたいと思います。

次に、市営墓地、我元行墓地区域内の9区画は売買契約されています。なぜこの区域だけが売買されているのでしょうか。本来、我元行墓地は忠海東部墓地、もう1つは吉名分譲墓地、これと同じように墓地使用者に分譲、所有権移転登記すべきではないのですか。市長の明確な答弁を求めておきます。

次に、関係者のこれまでの墓地説明会は何回行われたのでしょうか。そこで出された主

な意見や要望は何でしょうか。関係者に理解、納得はできているのでしょうか。対立する意見や要望はどのように整理されておられるのか、市長に伺っておきたいと思います。

第2番目の質問項目は、竹原市民の生存権「医療・介護」を守れ！という質問です。

竹原市新年度予算案には、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の大幅な値上げが提案されています。各保険税等は、平均で年間1人当たり、また世帯当たりで現行、また値上げ後は幾らになるのでしょうか。

次に、私はこれまで現行の保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など市民生活、高齢者の生活を脅かす高い各保険税となっている実態を指摘し、大幅な負担軽減を求めてまいりました。改めて市長に、この場で市長に伺います。

今回の国保税などの大幅な値上げ、新たな増税は、市民の暮らし、生活を根底から脅かすことは明らかであります。私は、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の値上げ撤回を強く求めておきます。市長の見解を求めるものです。

次に、現行の保険税は生活保護費と比べて異常に高い国保税であります。例えば、45歳、40歳夫婦、子供2人の18歳高校生、16歳高校1年生、それと資産なしで4人家族の年間生活保護費は、昨年3月の試算で約290万円であります。この生活保護家族の保険税の負担はありません。ところが、同じ4人家族で給与所得300万円、給与収入にすれば約442万5,000円の竹原市の保険税額は年額40万1,000円、所得の13.36%、給与収入の9.06%となります。この竹原市国保税の実態を市長はどのように認識されていますか。憲法で定めた生活保護費、生存権をはるかに超えた竹原市国保税は市長として可能な負担軽減の努力が求められています。市長の御所見と具体的な税、料の軽減施策を改めてこの場で強く求めておきたいと思います。

次に、竹原市の各種基金残高は、平成23年度末の見込みで約49億6,000万円もあります。このうち、美術館、図書館、各種教育関係や介護関係の基金約3億8,000万円を除いても、約46億円の基金を使うことが可能であります。この一部の活用で国保税の据え置き、あるいは国保税の思い切った負担を軽減することは十分可能であります。今、国保税等の大幅な値上げ、社会福祉の負担増は、市民の生活を脅かすだけでなく、竹原市の経済を衰退させ、国保税の減収という悪循環を招きかねません。今必要な施策は約3億円の基金を活用し、国保税の値上げを撤回することです。市民の命と健康を守ることではないでしょうか。市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、新竹原市介護保険計画について伺います。

竹原市民の介護施設、特養ホームや老人保健施設、医療施設など、入所申請者の待機者の実態はどのようになっていますか。特別養護老人ホームの待機者は平均どれくらい待てば施設入所できますか。

次に、今の施設入所待機者の実態を踏まえた竹原市の施設整備計画は、待機者ゼロの実現ができるのでしょうか。要介護者、あるいは介護者の人間としての尊厳は担保されていますか。市長に質問したいと思います。

次に、在宅介護の要となる2012年度開始の24時間介護訪問サービスは、竹原市ではどのように具体化、実施されるのでしょうか。食事、トイレなど日常生活の介護支援が24時間実現可能となれば在宅介護者、家族の大きな負担軽減になることは間違いありません。

第3番目の質問は、ごみの資源化等本気で取り組み！というテーマにしました。「焼却ありき」の大規模ごみ施設は必要ないというテーマで市長に伺います。

竹原市は昨年12月5日に、竹原市議会全員協議会で次期のごみ処理計画、すなわち一般廃棄物処理施設整備基本計画を発表しました。建設予定地は東広島市と竹原市の市境に位置する松ヶ山、簾山地区で開発面積10ヘクタール、概算事業費は合計約240億円、平成32年度の供用開始を目指すという事業内容であります。

ごみ処理施設は、施設建設費132億円、施設規模は日量300トン、資源化するもの以外のごみを確実に焼却処理する、最終処分場ゼロを実現するガス化熔融処理するというものであります。

次期ごみ処理計画は、竹原市のごみ収集はこれまでの17分類から、9分類に簡素化して焼却処理するという内容です。資源物の牛乳パックや布類、毛布類、食品トレイや容器包装プラスチックなどをすべて焼却処理する計画は市民の理解を得ることはできないと考えるものであります。

そこで市長に質問します。

竹原市廃棄物減量等推進協議会では、ごみの資源化、再生、リサイクルなどの具体的な審議はどこまでされていますか。その審議日程、その内容、答申について質問しておきます。

平成22年度の竹原市ごみ処理リサイクル率は、排出量1万130トンに対する資源化料1,492トン、14.7%です。平成22年3月作成の一般廃棄物処理基本計画による竹原市のごみ減量化目標は10%です。すなわち、1人1日当たりのごみ排出量を10%削減するとして、平成27年度目標は約885グラムの排出量に抑える目標となって

おります。

それにかかわって、10%の減量化目標を達成する市の具体的な施策はどんな内容となっていますか。人口減少の影響や具体的な減量化の施策をお尋ねしておきたいと思います。また、平成22年度のリサイクル率14.7%は平成27年度、平成32年度はどのようになりますか。あわせてお尋ねします。

次に、ごみ処理施設の処理方式について伺います。

次期ごみ焼却施設はガス化溶融処理方式を採用しております。広島市中区のごみ焼却施設は約1,300度の高温で焼却処理する灰溶融炉でトラブルが続き、巨額の維持管理費がかかり、本年度末で廃止すると報道されています。ガス化溶融処理方式は灰溶融炉とどのような違いがありますか。安全性、維持管理費等、具体的に質問しておきたいと思えます。

以上で壇上での質問といたします。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願います。

市長。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。3点目につきましては副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。使用期間を前提とした規定については、旧条例第7条において、使用者の事情による返還の場合の原状回復に係る規定が定められており、その規定中、使用期間満了の場合についての規定があること、第8条において、公益上の理由等による返還、取り上げ、廃止に係る規定が定められており、その規定中、所在不明による無縁墓地となった場合の処分に係る経過年限について、埋葬後30年経過と規定されております。また、規則等に基づき発行する墓地使用証券のもとに作成される墓地原簿内に使用期間が明記され、墓地原簿と墓地使用証券は双方割り印を押印して調製されていることから、旧条例のもとに運用されていた事項を整理した上で、新条例が議会の議決のもとに制定され、使用期間30年は継承されているものであります。

旧条例第8条については、墓地の返還、取り上げ、廃止に係る規定を設けているもので、第3号はいわゆる無縁墓地の取り扱いについて定めたものであり、埋葬後30年を経過したものに限るとされております。

次に、旧条例に基づく証券番号第256号の墓地使用料につきましては、墓地等級5等、記号カ、墓地面積34.46坪、墓地使用料792円58銭が墓地使用証券と割り印

された墓地原簿に記載されているものであり、適正な墓地使用料であると考えております。

次に、我元行墓地内の9区画については、昭和51年7月15日に売買契約書が交わされており、工事代金として墓地造成工事設計費130万円を造成面積20坪で除して坪当たり工事費を6万5,000円として、また、売り払い土地代金については坪当たり3万円として、それぞれ売買契約書が締結されていることから、今後その実態を調査し、所有権移転などについて適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、関係者への説明会につきましては、6月下旬に3日間で6回、12月3日、ことし2月26日に説明会を開催しております。この説明会の中では、「なぜ今ごろになってこのようなことをするのか」「親からは、墓地については市から購入したものと聞いている」「市も財政状況が悪いので使用料を徴収するのか」といった質問や、「旧竹原町時代に貸し付けを受けた墓地は使用期限のない永代使用の許可であり、使用料も永代使用料である」「使用料の見直しの必要もない」という意見がありました。

こうした御質問、御意見に対しては、現在の竹原市我元行共同墓地は、貸し付け開始から相当の期間が経過していることから貸付者の多くの方が亡くなられていること、そのため世代交代が進んだことや転出などにより使用者の確定が困難になったため使用料についても請求できない状況であることから、今後はこうしたことがないよう竹原市我元行墓地の適正な管理を図るため、平成16年度から現況測量及び墓石調査を実施し、使用者の特定をするための適正化事業に着手した旨を御説明したところであります。

また、本年度からは、説明会を開催する中で墓地使用者の確定及び墓地面積の確定測量と墓地区画の立ち会いの協力について御説明し、多くの方に立ち会いの協力をいただいていることから、今回実施しようとしている適正化事業の内容について一定の御理解をいただいているものと考えております。

今後、適正化事業の早期完了に向け、引き続き使用者の皆様の御理解と御協力をいただく中で取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問についてであります。国民健康保険税の平成23年度の1人当たり調定見込み額は7万7,168円、同じく1世帯当たりの調定見込み額は12万7,718円、平成24年度及び平成25年度推計における1人当たり調定見込み額は8万7,273円、同じく1世帯当たり調定見込み額は14万4,633円であります。

後期高齢者医療保険料の広島県の平成22年度及び平成23年度の1人当たり保険料は

6万2,561円、平成24年度及び平成25年度における1人当たり保険料は6万7,241円であります。

介護保険料については、基準額でいいますと1人当たり年額5万5,620円を6万4,080円とし、月額705円引き上げるものであります。

次に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料につきましては、各制度とも保険給付費や各種拠出金などの支出に対して収入が不足しており、各保険制度を安定的に運営するため保険税及び保険料の改正をお願いしているところであります。また、国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高いため医療費水準が高い、所得水準が低い、保険者の規模が小さいため財政運営が不安定になるリスクが高いなどの構造的な問題があり、後期高齢者医療制度及び介護保険制度においても同様の問題があります。そのような中で事業運営を維持していくため、厳しい経済情勢ではありますが、保険税及び保険料の改正について御理解をいただきますようお願いをいたします。

また、国民健康保険などの保険制度は相互扶助、受益者負担の観点から応分の負担をお願いしているところであります。御質問の生活保護費と国保税に係る給与収入については、前提条件によって金額が変わるため単純に比較することはできませんが、各保険税及び保険料は他市の状況等を勘案しながら条例等の規定に基づいて適切な額を設定しているものと考えております。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合議会において条例の改正案が平成24年2月6日に可決されているところであります。

引き続き保険事業や収納対策の強化により歳出の抑制及び歳入の確保に努め、保険税及び保険料の負担が過重とならないよう事業運営を行ってまいりたいと考えております。

また、軽減施策については、各保険制度においてそれぞれ所得額に応じて軽減措置が設けられており、一定の負担の軽減を図っているところであります。

具体には、国民健康保険制度では、所得額に応じて応益割額を7割、5割、2割減額する制度があります。後期高齢者医療制度でも、所得額に応じて均等割額を9割、8.5割、5割、2割、所得割額を5割軽減する制度があり、介護保険制度でも基準額の5割での保険料設定をするなど、制度上減額措置が設けられており、また、新たな負担軽減措置として保険料第3段階に、所得に応じて5%減額する特例標準割合を設け、一定の負担の軽減を図っているところであります。

次に、竹原市国民健康保険財政調整基金については、不測の事態が生じた場合に対応す

るため一定に積み立てておかなければならないと考えておりますが、厳しい経済情勢の中、単年度収支において赤字決算が続いており、平成23年度においては繰越金を全額充当してもなお、歳入が不足する見込みであるため、基金を投入する予定としております。また、今後の国保財政運営を見通す中で、平成24年度、平成25年度の2年間で約3億円の累積赤字を見込んでおります。その赤字部分を全額保険税で賄うとすると急激な保険税の増額となり過重な住民負担となるため、1億1,000万円を基金で賄い、残り1億9,000万円を税率改正で対応することとしております。今後も安定的な国民健康保険事業の運営を行うため、長期的視野に立ち計画的な基金の活用を行っていきたいと考えております。

次に、介護保険に係る御質問についてであります。現在策定している竹原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においては、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らし続けることができるよう必要なサービス量を見込み、高齢者を支えていくことが重要だと考えております。介護保険制度は、費用の一定割合を保険料により運営することになっていますが、今回の計画においては、介護給付費準備基金の取り崩しなどにより負担の軽減を図っているものの、介護保険法改正や給付の伸びに伴う影響により、やむを得ず保険料の引き上げをお願いするものであります。

計画策定に当たり市内の特別養護老人ホーム3カ所と連携し、現状や申込者の状況を確認いたしました。市内特別養護老人ホーム申し込みに当たり複数の施設へ申し込みされている重複申込者を含め、在宅者の方が348人おられました。その重複を除いた要介護度4及び5の在宅で生活されている方の実人数は50人でした。

平均どれくらい待てば施設入所ができるかということにつきましては、施設の入れかわりの状況や、利用者の介護度や介護者の状況等確認しながら入所の必要性の高い方から入所となる状況であり、平均の数値については算出することができません。また、待機者が多いという話が伝わる中、すぐに入所の必要がない方も複数施設の申し込みをされている状況もあります。各特別養護老人ホームでは、申込者について半年ごとに状況を確認し、入所判定委員会において入所者を決められていますが、その際に、入所希望者の要介護度、身体・精神的状況、家族状況、住居環境、在宅サービスや医療保険福祉サービスの利用状況、待機年数等が考慮されているところであります。

また、調査をいたしました要介護度4及び5の在宅で生活されている50の方につきましては、現在、施設入所や入院となっている方、ショートステイとデイサービスなどの

居宅サービスの組み合わせを1カ月30日利用されている方、居宅サービスを利用しながら家族で支援し、できるだけ在宅で見てあげたいという家族の思いのある方々で、入所したくても入所できないという状況ではありませんでした。したがって、第5期計画において、居宅サービスのさらなる充実を図ってまいります。

また、住みなれた地域で暮らし続けることができる在宅ケアサービスの柱として、平成24年4月1日施行の改正介護保険法で創設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、在宅介護者、家族の負担軽減につながるものと考えております。本年度策定中の第5期介護保険事業計画に沿って、開設事業者の調整等を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは、私のほうから3点目の質問についてお答えを申し上げます。

竹原市廃棄物減量等推進審議会では、一般廃棄物の減量及び再生利用の促進等に関する事項を審議するため、平成7年度から必要に応じて開催しております。

その主な内容ですが、ごみの分別収集について、ごみの性質に応じた分別とし、減量化するために可能な限り再利用、再資源化することや粗大ごみの収集及び祝日の収集など、市民の要望に応じた収集とするよう提言をいただいております。これを受け、現在、ごみの分別種は17分類としております。粗大ごみについては有料で収集を行っており、収集日が祝日の場合は振りかえ日を設けることで対応しております。

また、ごみの有料化については、減量化、資源化の推進と排出者間の負担の公平性を考慮した上で、慎重に検討する必要があるという提言をいただいておりますが、広島中央環境衛生組合の構成市町であります大崎上島町は平成18年度から有料化、東広島市は平成19年度から指定袋制を導入し、一定の減量効果が確認されていることから、今後、竹原市廃棄物減量等推進審議会において、より具体的な議論を深めていかなければならないと考えております。

また、環境美化に関する条例制定の必要性や生ごみ減量化のための生ごみ処理容器購入補助金交付事業の促進、資源ごみ回収事業報奨金交付制度による地域団体への資源回収活動支援など、廃棄物減量化対策についての審議を行っております。

次に、ごみの減量化目標についてであります。1人1日当たりのごみの排出量を平成

12年度983グラムから平成32年度は10%削減の約885グラムにすることとしております。人口減少の影響によるごみの排出量は5%の削減を見込んでおり、この10%の削減を達成するため、具体的には、生ごみ処理容器購入補助による生ごみ等の排出抑制、資源ごみ回収事業報奨金交付制度による資源物回収の推進、販売活動における簡易包装やマイバッグ運動への協力など、広報等によりごみを出さない取り組みを周知、促進しております。また、ごみの減量化目標を達成するための重点的な取り組みとして、家庭系ごみの有料化、事業系ごみ手数料の見直しを検討することとしております。

また、本市のリサイクル率の推移ですが、平成22年度は14.7%で、平成27年度は約18%、平成32年度からは新処理施設の稼働により、焼却灰等の資源化を行う溶融処理システムを導入する取り組みを開始するため、32%となる予定であります。

次に、ガス化溶融処理方式と灰溶融炉との違いについてであります。大きな違いは、処理フロー及び施設の構成にあり、ガス化溶融処理方式の場合は、ごみの焼却から灰の溶融、スラグ化までを1つの施設で1つの行程により処理を行う単体施設であります。

これに対して、灰溶融炉の場合は、従来の焼却処理施設に別途、灰溶融炉の施設を併設した複合施設であります。

したがいまして、単体施設であるか複合施設であるかは、施設の管理運営上大きな違いがあり、安全性や維持管理費等にも大きく影響するものと考えられます。

また、安全性に関する事故の報告事例では、灰溶融炉は広島市の中工場以外の施設でも同様の事故報告がありますが、ガス化溶融施設では同様の事例の報告はなされていません。

次に、維持管理費についてであります。広島市の事例については、維持管理費の内訳がわからないこと、また、規模や処理方式が違うことから、現時点で具体的な維持管理費についての御説明はできませんが、それぞれの処理方式においては、溶融炉本体の構造や灰を溶融する方法が違うこと、また、単体施設と複合施設の違いを勘案すれば、灰溶融炉は同じごみをスラグまでに処理するために2つの施設が必要であることから、維持管理費に差は生じるものと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、我元行共同墓地の管理問題について再質問したいと思います。

市長から答弁がありました、使用期限を前提にした規定というのは、答弁がありましたように旧条例に基づく第7条。これは、使用者の事情による返還の場合ということが説明がありました。それで、第8条には、公益上の理由等で返還とか取り上げとか廃止という規定が定められておって、1、2、3号というふうにそれぞれどういったときに返還、取り消し等ができるのかということが説明されてあって、こういうことが使用期限を前提にした規定だというような説明があったというふうに私は理解するわけですね。

そこで質問というのは、この7条と8条、7条の分は使用者の事情ということがありました。それで、第8条は公益的な理由云々ということで使用期限がこうなんだという説明であります。

再質問というのは、確認を含めてなんですけれども、常時墓地を使用されている方ですよ。常時墓地を使用されている方は、先ほど説明の7条にも当てはまらないし、第8条にも当てはまりません。ですから、常時墓地の使用をされている方は、30年の使用期限は適用されないと、このように理解をしいいんでしょうか。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 墓地の常時使用をされる方の使用期間ということの御質問でございます。

墓地の使用期間につきましては、昭和16年に施行した竹原町の旧条例に施行細則の3条で、「墓地の使用を許可するときは墓地使用証券を交付する」と定めております。この施行細則に基づきまして、墓地使用証券の交付に際しては使用料、証券番号、等級等々と、また貸し付け期間30年と記載してあります墓地原簿が調整されて、その墓地原簿と墓地使用証券は双方割り印を押印し、使用者に対して墓地使用証券を、いわゆる使用許可証を交付されておるということでありまして、先ほどの7条、8条については、議員御指摘のような、7条については使用者の事情、また8条については、無縁墓地の扱いの埋葬30年経過という部分であります。使用期間については、先ほど申し上げたように使用証券、いわゆる使用許可を交付されているということで30年、原簿には30年記載されておるということで使用期間30年ということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 私が先ほど言ったことに明確に答えていただいているんですが、要するに常時使用されている人はこの30年の、どこを読んでも30年という期限が

定められているところはありません。それだけは申し上げたいと思うんですね。

それで、今、課長から説明があったように、墓地原簿、使用証券、双方割り印で調整されているということで、私も関係者の方々と墓地原簿を見させていただきました。それで、証券そのものには30年の使用期限とかどこにも書いていないというのはこれまで言ってきたことですし、旧条例にもそういうことは全くありません。

それで、ただ唯一として説明があるのは、説明会などで説明されているのは、墓地原簿と使用証券、割り印を押している、そこで30年使用期限が明記されているということだけなんです。墓地の使用料に30年と云々書いてある、これはメモ書きでしたけれども、書いてあるのを私も関係者の方に見せてもらいました。しかし、そこで割り印を押すと同時に、そこでの墓地原簿の使用料の貸与期間30年と書いてあるのは、別のページなんです。一番新しいところに書いてありました。ですから、そこでその当時、昭和16年とか貸し出しているわけですから、その当時確認したかどうかもわかりません。その当時、その関係者の方にも墓地原簿を関係者との間、割り印と30年の貸与期間はどのように確認しているのかということで説明を求めに行きましたけれども、それは当時のことですからわかりませんということでもあります。したがって、再質問は、この30年の貸与期間、30年の使用期間、これはいつ明記されたんでしょうか。そこをちょっと明確にさせていただきたい。だから、先ほど言ったように、昭和16年の証券の割り印の押してあるところには、そこでその30年書いてあるよという人が割り印押したところに——聴取不能——なら別なんですけど、別のページの使用料金の表があって、そこにメモ書きで貸与期間30年というのを書いてありました。これがたまたま墓地原簿として一体的に管理されているからそこで調整されている。要するに、30年の使用期限が確認されているというはずだということですよ。ですから、そこがどうも私が疑問に思うのは、その使用料金の中に30年の貸与期間という書き方ですけれども、30年の使用期限を明記したんは、いつ明記したんですか。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほども申し上げましたように、旧条例において使用期間の設定を前提にした規定があるということ。また、原簿と使用証券に割り印を押したところに先ほど議員さんありました使用期間、原簿としての使用期間が明記してあること。その原簿については、先ほど言われましたように墓地原簿使用料金のところに使用期間が明記され、その後に墓地番号等々の入った原簿に割り印をし、また、面積領収——領

収といたしますか、金額が明記してあるということでもあります。そういう旧条例のもとで運用されていた事項を整理いたしまして、昭和35年に新条例を制定する際にそういう運用を整理し、目的、使用期間、使用料などについて必要な条項を整理したものでありまして、新条例を制定したということでもありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） いつこの30年の貸与期間なり使用期間を明記したのかということが、明確にいつかというのは答えられませんよね。この間、説明会私も参加させていただきましたけれども、使用者の、マイクを握られた何人かがおられて、その方の声は、その証券にも何もない、要するに30年の期限が今ごろ出てくるんかと、そこをはっきりわかるように説明してくれということでした。それで、その唯一の説明は、墓地原簿と一体的に使用料金のところに30年の貸与期間と書いてある。これはメモ書きですけどもね、書いてあるから、そこで確認されているはずだということで私が関係者の方と説明以後、行きましたけれども、割り印を押したところで確認できるはずではありません。別のページのところにはぐって、それはその当時関係者がはぐって確認しとるよというかどうかとも確認できませんよね、今になっては。だから、私はあえてここで、関係者の方が、いつこういう30年が突然出てくるんかということなんです。本来、明確に答えにゃいけないのは、条例ができたところであなたが説明するなら、条例をつくったときにぴしっと書いてあるよと言えればいいんですけども、それも言えないでしょう。私も昭和16年の議会の議決事項も調べていますけども、昭和16年1月にこの条例が制定されたときに、その添付資料といたしますか、同じ条例のところの使用料金のところには、30年という期限は何もないですよ、メモが。それは昭和16年1月に可決成立したところの条例の料金表のところにも明記されていないというんが1つです。

2つ目には、昭和30年6月23日に、町議会のときですけども、ここで、多分料金改定だと思うんですが、60円から何ぼかに料金改定されています。このときの議決事項にも、添付書類の中には30年という貸与期間なり使用期限が明記されていませんよ。だから私が今言ったのは、条例をつくったときの昭和16年のときにも、料金表の議決事項ですよ、今でいうたら竹原市議会。その議決事項の中に30年という、料金表のところにも30年というものはない。それから、30年の料金改定表のときにも、30年という貸与期間なり使用期限はない。要するに公文書ではないということなんです。しかし、あ

なたはどこかからか知らないけれども、合併——私の推定ですから今聞いているんですよ。合併以後に、何かどこかでメモ書きの料金表、貸与期間30カ年で書いてありますよ、これメモ書きの中に。だから、もう一回ここで確認しますからね。正確に答えていただけにゃ困る。昭和16年、墓地条例をつくったときの料金表の中には期限は定めていない。もう一回、その昭和30年の料金改定の際の町議会で議決した事項の中にも、料金表の中には30年明記されていない。合併後のいずれかどっちかわかりませんが、これは公文書が違うということなんですか。この議決事項は、間違っただけで議決されているんですか。30年はあったけれども、ここに書いていない。このこと自体どうなるんですか。そこをちょっと説明してください。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 昭和16年の旧条例に、30年の使用期間が記載されているかということですが、先ほども、12月のときの答弁をさせていただいたように、本則には30年という部分はありませんけれども、その条例の中に期間の設定を前提とした取り扱いの条項がある。また、先ほども言いました墓地原簿の中にある使用料表のところに、30年間という期間が設定してある。そういう旧条例において運用されたものを整備いたしまして、35年にそういう期間等々を、使用料等を整備した事項を新条例で制定しているということですので、旧条例からの取り扱いを承継して新条例を制定したということですので先ほども説明したとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 市長とか、事務最高責任者の副市長にお尋ねします。

私は、ここでいう議決ですよ、町のときの議決したときの料金表には30年というのはない。それで、昭和30年の、多分料金改定なんでしょう、その改定の際にも貸与期間30年というメモは、あのメモ書き以外、記入がありません。要するに、私が言いたいのは、この議決した公文書の中には、その16年の制定の際も、30年の改定の際もないんですよ。で、私がいつ書いたんかというのは、確かに、今、課長が言われたように、墓地原簿と割り印を押した証券の判を押すところの一体的な管理の一番上に、ページ数から言うたら一番新しいところかわかりませんが——ところには確かにあるんですよ。30年というメモ書きですよ。これは突然やっぱり出てきた、私らから見たらね。で、関係者の方から見たらそこなんですよ。30年という貸与期間は本則の条例にもな

い。私が今ここでくどいようだけれども、16年の条例制定のときもない、30年の町の条例の制定のときの料金表にも貸与期間はない、じゃ、いつ書いたんですかと。合併後のこのメモは確かにありますよ。これを唯一にやっているんですよ、あなたたちは。だから、ぜひ、私はここで同じような繰り返しになるかもわからんけど、ここでぜひお願いしたいのは、突然、地権者の——その地権者、墓地の使用者の方は、突然こういうことが出てきたと、30年が。これはいつなんか、それがやっぱり一番知りたいところなんですよ。ですから、私が調べた感じでは、条例の本則にももちろんありませんけれども、あなた方が唯一している墓地の料金表の分の、最初の昭和16年のときにも貸与期間は書いていない。30年の改定のときにも書いていない。そしたら、合併のときのいつかはどこか書いているということですよ。だから、この公文書はちょっとそこらが、今の時点で昭和16年の議決事項、30年の料金改定のときの公文書、これが、それは間違いよというならちょっとはっきり説明していただかないとね、一番肝心なことです。これは書いていないのは事実ですからね。これまでも書いているとは言えないと思うんですけども、私はそこは事実関係をちょっと調べて、市長みずからが、これはどういう経過でここに挿入されたんか、書かれたんかというのはきちっと調べてやらないと、そもそも論が崩れてしまいます、全体が。だから、私は、墓地の使用者の関係者の一番肝心なところは、いつこれが突然出てきたんか、30年というんが出てきたんか。私は、おやじとかいんな代から借りたけ、永代使用という言葉はないけれども、ずっと使えると思っていた。しかし、突然30年というのが出てきた。いつ書いたんか、いろいろ言い方をする人もおられたけれどもね。少なくとも議決事項の公文書には書いていない、これだけは認めますか、ちょっと言うてください。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 昭和16年の旧条例の中に、本則で30年の期間を明記したものはございませんが、先ほど言いましたように、使用証券を発行する際の市の控え——控えといいますか、双方の同等な契約書類として墓地原簿が整理をしてあるわけでありまして、その墓地原簿は当然、旧条例を制定する際に当然証券を発行するわけですから、その昭和16年に原簿がつくられたものでありまして、それを先ほど言いましたような運用をされていたということで、墓地原簿と証券番号等々を書いてあるものの一体的な取り扱い、その運用で新条例にそういう条項の整備をして明確に整理するとしたということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 同じことの質問になるからね、あなたが答えてくれないけんやない、市長なり、副市長がね。だから、部下の担当課のほうは今の説明なんですよ、それはようわかりましたよね。だから、私はその事実関係が違うんじゃないかと。その根拠として、公文書の昭和16年の条例制定のときにも書いていない。それで、30年の料金改定の際の議決事項の公文書にも書いていない。説明する墓地原簿と証券が一体になっているというのは、墓地使用料金の、昭和16年のときはなかった、30年のときも書いていなかった。突然それ以後に墓地使用料金のところに貸与期間30カ年、このメモだけなんですよ、唯一なんは。説明しているんはね、関係者に。だから、きちっとこの墓地使用料金表の中に30カ年書いてある、いつ書いたんかということをはっきりしないと、そもそも前段、全部狂ってくるじゃないですか。だから、私が言っているように、16年の制定のときにも、はっきり言うたらこれ書いていない。30年のときも書いていない。何回も言いますよ。合併以後のどこかで書いとるんよね、これわしらが見たら。それを根拠に墓地原簿と一体——私もこの間管理したら、一体的には証券の割り印を押したところに30年というのは書いていないんじゃないから、別のページなんだから。それはそのとき担当者が説明したよと言ったらそれまでなんよ、それは証拠になりませんよ、それは言った、言わんということになるからね。だから、公文書で確認するしかないでしょう。これまでも違うと言うんですか。だから、今課長が言ったのは、墓地使用料金の中に30カ年書いてあるよと。この書いたんはいつかと。16年につくったときはない、30年の料金改定の際もなし、それ以後のどこかに書いとるんよね、じゃけん、それしか考えられんでしょう。私のその意見が違うんなら、昭和16年のときに——私は議事録の議決事項のコピーをもらっているんだからね。これ以外にないわけじゃけん。30年のときもない。どこに書いたんかというのは、はっきり今答えられないなら、調べて説明会をきちっと開いて、関係者の方に説明するという事しかないんじゃないですか。どうですか。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 墓地の使用期間に関する御質問でございます。

この件については、昨年12月議会でも御答弁を申し上げましたように、先ほど来る課長が申し上げましたとおり、旧条例の本則において使用期間を定めた規定はありません。しかし、墓地の運営に関し、旧条例及び旧条例施行規則において使用期間をした規定が定められており、また、規則等に基づき発行する墓地使用証券のもとに作成される墓地

原簿内に使用期間が明記されていることから、市制施行時において旧条例のもとに運用されていた事項を整理した上で、新条例が議会の議決のもとに制定されたところでございます。

行政事務を執行する上において、条例に定める規定以外の事項について、運用で整理することは想定されており、旧条例内において定めのない事項について新条例で規定されたものと判断をいたしております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 同じことの答弁でね、こういうことを押し切った場合は問題が起こるし、それで、逆にこの間説明に行っていたらね、私らは墓地原簿と割り印を押した料金を書いた30年の分がある、これが文句——文句と言うことはなかったけれども、これが文句あるなら争ってくれというようなニュアンスの説明では私はいかんと思うんですよ。ちゃんと30年の期限が書いてあるよという納得のいく証拠と説明があれば多くの方は理解できますよね。しかし、今あなたが言ったような答弁の分は、使用期限の前提というのは墓地原簿の一体とのあれしかないんですよ。

で、私も確認に行ったら、割り印押したのを出すところで30年の期間をそのページ数の中で確認できるかといったらそれがないんですよ。別のページなんですよ。別のページで唯一のこれが、私もコピーをもらっていますけど、この料金表の分の30年の貸与期間というんが、メモ書きがあるだけですよね。

それで、このメモ書きいつ書かれたのかなって私も調べたら、さっき言ったとおりですよ。16年にもない、30年にもない、どこかで書いているんですよ、どっちにしても。だから、ここはもう少しこの場で私はここで指摘したいのは、必ず調査をして、今言ったような繰り返しじゃったら市民の説得はできないと思いますよ、その事実に基づく説得はね。

だから、16年のとき、30年のとき町議会で議決した公文書の中の料金表の中には30年ということは書いていない。それ以後にどこかで書いてあるとしか考えられんですよ。だから、これじゃったら市民の方が今説明会で言ったような、突然何で出てきたんかと言われても仕方がないような状況が起こっている。ですから、それを理解してもらうためには、こういったやっぱり根拠をね、私が言ったことが違っているなら違っているで説明してもらいたいんですよ、今この場で。それができなくて同じような課長が言ったこと

の繰り返しでしょう。だから、1つも疑問には答えられていないし、事実に基づくあれはできていない。

ですから、私はここでもう一回指摘しておきますけどね、さっき言った昭和16年、30年、そのときの議決の中にある料金表の中には、30年という使用期限、貸与期限は書いていない。いつ書いたんですかと、その説明がされませんよね。

それと、もう一回くどいようになるけれども、墓地原簿に一体的に管理しておる、本則にはないわけですから、それしかないんですよ。墓地原簿の中の割り印押した証券と、この中の使用期限の料金表、ここの料金表の中に30年が書いてある、これしかないんですよ。だから、割り印のときの分は同じところに30年ってわかっておるなら、ああそうかと理解するかもわからんが、別のページの一番新しいところに、悪う言えば差し込んだのかもわかりませんが、そこまで私は言いませんけどね。

だから、突然出てきたのは間違いないわけですから、これをやっぱりきちっと説明して、今度の説明会のときにここの説明を墓地の関係者の方々にきちっと説明するというこだけは約束してください。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 竹原の我元行墓地の件につきましては、昭和16年に契約をして以降、大変時間が経過をしております。そういった中で、事務手続上のことについては、大変使用者の皆様方にはこれまでの間、御迷惑をおかけしてきたところでございます。

そういったことを踏まえて、これから使用者の皆さんに対する本市としての説明責任をきちっと果たすべく、説明会を通じて御理解をいただきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ぜひ事実に基づく説明で、関係者の方々を納得させるような説明をしてもらいたいと。

いうんで、そのとき、さっきちょっと追加で忘れたもので、さっき言った16年、30年ということも書いていない点もあるんですが、それ以後、墓地の使用者のある人に竹原市として——これは竹原市ですよ、保健衛生課長が昭和47年9月19日に竹原市墓地貸付状況というあれを発行しています。ここの中にもAさん、Bさんというんがあるんですけども、上記のとおり市有墓地を貸しつけておることを認めますと、ここの中にも30年も何も、私じゃったら、あとあなたはこれだけの期限が切れてとか使用期限を明記しま

すよ。昭和47年ですから、合併後ですからね。

だから、昭和49年9月19日の竹原市の保健衛生課長の何とかさんという人がありますけれども、その人が墓地貸付状況がある人に出している、そこにも何も使用期限の30年も何もないですよ。だからこの人は、これ以降にも——このときもなかったんだから、何で今になって出てくるのかなという疑問の声がこの間説明会でも出されていましたよ。

だから、こういった事実の関係をきちっと整理してからやらないと、さっき言った、どっかのメモ書きいうんですかね、これだけじゃったら多くの人が不信感を覚えますよね。だれか突然書いてきて持ってきて、30年の使用期限を過ぎておるから適正化事業をどんどん進めるんだと、説得力がないですよ、これじゃったら。だから、こういった資料もありますんで、ぜひきちっと事実関係を整理して、ぜひ市長なり副市長が責任を持ってこの説明に当たっていただきたいということは、この期限にかかわって指摘しておきたいと。

それから、説明会にかかわってちょっと言っておきたいのは、最後のところに、この適正化事業の内容について一定の御理解をいただいているというふうな答弁がありました。さっきの使用期限とのかかわりもありますけれども、私も26日の説明会には参加させてもらいましたけれども、マイクを握った何人かの方々は、さっき言ったとおりですよ、突然使用期限が出て、どういうことなのかという怒りの声といいますかね、ありましたし、そこで、古い年配の方ですか、今の我元行は墓地の状況になっているけれども、昭和16年とか21年とかその当時の貸し出した時期は畑だったとか、要するに墓地の形態をなしていなくて貸し出しているわけですよ。ですから、野菜とかイモを植えたという話も聞きました。私は見ていませんから、それがほんまかどうかはあれですけど、当時、戦中戦後の食料難で、墓地としての形態じゃないわけですから、畑ですから、そういうことも使用可能だと、ああそういうこともあったのかなと。それで、そういった畑を借りて墓地として使いたいときに、本人みずからが造成して墓地の形態をつくって管理してきましたという声がありました。

それから、ある人なんかは、大雨とかいろんな災害で崩れた。崩れたときも、市がやってくれたんじゃないじゃなくて私みずからのお金で直しましたと。だから、その人の怒りの声はね、市が管理してくれていないのに何で今から30年というのを設けて新たに使用料や管理料を取るんかと、今まで何の管理してきたんかという怒りの声ですよ、率直な声ですね。

ですから、私も当時の貸し出しの状況のときは畑じゃったというのは知らなかったから、

今の現状しか見ていないからね。ああそうだったんですかという、改めてそう思って、みずからが墓地を造成してつくって私たちが管理してきてやってきたんですよという声を率直に聞いてくださいよ、ぜひ。まず現場にあなた方が行ってから、本当に地権者の声を聞いて、本当にこの事業が一定の理解得ているのかどうかを確認してください、ぜひ。そのことだけは指摘しておきたいというふうに思います。

それで、この問題で質問というのは、その説明会の際に関係者の方が質問されておりました。その内容をちょっと確認しておきたいのは、この我元行の墓地は13年から土地を購入して十五、六年の間に造成が完了しています。で、16年1月にこの条例ができて公募していると思うんですけども、この当時の我元行の造成費用ですよ、土地の購入代金とか、造成費って墓地につくっていないんだから余りかかっていないんじゃないかと思うんですが、いずれにしても、造成費用がこの間説明がありました。幾らかかったかというのを説明がありました。だから、造成費用が幾らかかったんか、それと、使用料金が収入ですよ、これが幾らなんかをちょっと確認のためにお答え願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 墓地の13年から造成した部分についての御質問であります。

昭和12年から我元行墓地は竹原都市計画墓地事業として実施されたということであり、13年度に一部土地を買収、14年、15年に工事ということで、土地の買収及び工事に伴う費用については2万5,472円23銭であります。

時代が時代ですので、当然墓地の形態といっても今みたいなきちとした形ではないかもわかりませんが、墓地の貸しつけは当然面積を貸付者と契約するわけですので、その面積の墓地を貸しつけし、墓地としてその時代に畑で使ったというような意見も当然説明会では聞かせていただきましたし、それ以降、一定に当初貸しつけたときより長年放置しておるといいますか、長年の経過によって墓地の区画も変わったというような状況であります。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 要するに、今は我元行墓地の造成費、工事費含めた建設費用は2万五千何ぼと言われましたよね。そこはちょっと、私も説明会に行っておりましたが、2万5,000円というけたじゃなかったと思うんですね。254万円じゃありません。

んでしたかね。ですから、こういったものを、私も254万円があったからすぐ調べたんですよ。

昭和13年の竹原町の予算はどのくらいになっているかなというたら、昭和13年の竹原町の予算は10万5,337円なんですね、歳入歳出予算が。そのときその近くで254万円言ったからびっくりしたんです、私も。だから、その254万円なり黒板で書いて、皆さんが聞いていますからね、その数値が間違いなら、これも同じように間違いでしたよときちっと断りを言って正してください。今、2万五千何ぼなら正しいかもわからん。しかし、当時の26日の説明会では、工事費が全体で254万円かかりましたよという説明で私はメモしていますし、記憶しています。で、それがおかしいなと思ったからすぐ調べました。そこはどうか、254万円って言っていませんか。間違ったらそれをきちっと断りを言って説明会で訂正してやらないと、全部その一言一言が不信感になるんですよ。254万円ってすぐ調べればわかることを、そこで平気で説明するんですからね。ですから、ある責任者がきちっとやっぱり説明して、これは間違いでしたよと、254万円というのは間違いだったと、2万5,400円、2万五千何ぼでしたよというのをきちっと説明しなくちゃいけない、そこはどうか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長(脇本茂紀君) 7番。

7番(宮原忠行君) 今議論を聞いておりました、1つは、昭和16年の話ですから、まさに戦争中ですよ。それで、明らかに戦前と戦後の法体系が変わっておると、こういうことですよ。

それで、今、松本議員のほうからもいろいろ、るる述べられましたけれども、ちょっとやっぱり聞いた期間、その現場の話もやっぱり確認をして、1つは戦前の法体系と、そして、今の時点における法の問題がどのように整理をされるのかということと、やはり金額が幾らかかったかいうのは、とてもじゃないけれども戦前で250万じゃ100万じゃいう話は信じられん話ですよ。ですから、そういうことも踏まえて、もう一遍事実の確認と、もっと言えば、戦前の法体系は、特に広報関係においては、全く、どう言いますか、今のような広報関係いうんかね、今は広報が——絶対服従じゃったわけよ、戦前はね。それで、戦後は広報関係いうのは絶対支配の関係から対等の関係へと変わってきておるわけですから、そこら辺の関係も含めて調整をしていただいて、質疑を続行していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（脇本茂紀君） 暫時休憩いたします。この場で休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

11番。

11番（松本 進君） 説明会の分はさっき言った対応をしていただきたいと。間違いは間違いとして、事実確認で間違いがあれば正していただきたいということと、旧条例にかかわる分は、さっき私が言ったんは、引き継ぐ場合も、そもそも論としてのどうだったんかいうんが引き継ぎますからね、そのことを言っているわけであって、そこはさっき言った事実関係に基づいて調査してもらって、説明会なりをね、関係者にきちっと納得いく説明をしていただきたいということであります。

それで、時間がちょっとなくなって困るんですが、墓地問題はこれで終了して、あと2つもできないんですが、国保税の分で私、この間ちょっとやりましたけれども、答弁が先ほどありました、再確認を含めて再質問したいのは、財源が足りないというのは、ここで厳しい状況にあるというのは国庫負担の割合を含めて私も話しました。それと同時に、国の第一義的な責任があると同時に、竹原市としても可能な努力をすべきじゃないかということにかかわって、ここであえて質問したいのは、一つに、どこに基準を置くかということでは、私は憲法第25条の生存権しかない。あとは、地方自治法の第一義的な仕事をして、住民の福祉の増進、住民の福祉を守ると、これが第一の仕事ですからね。それと憲法の生存権、この2つしかないわけですよ。

憲法の生存権の分にかかわってお尋ねしたいのは、生活保護費のことを私は言いました。壇上で申し上げたのは、去年も同じ例を挙げてやったんですけれども、40代の御夫婦で、それで高校生子供2人で4人家族、それで資産がない人の生活保護費は約290万円ありますよと。それと国保税の生活保護を受けていない方の例をさっき申し上げて、40万何ぼかかりますよと、同じレベルのね、ということも申し上げました。

ですから、私からしたら生活保護費が4人家族で290万円で、こっちのほうは所得が300万円の人が40万円の国保税がかかるということで、全部超えているからただにしろとかいうことを言っているんじゃないですよ。そこまで私も無茶なことは言いません。

しかし、考え方としては、生存権では4人家族で同じ条件の人で、資産がない4人家族で290万円の生活保護費が出る、それと同じ条件の300万円の所得の人では40万円

超える保険税を竹原市では課税している。ここの考え方は生存権から見てどうなんですかと、そのことを聞いておるんですよ、私は。そのことをもう一回ちょっとお尋ねしておきたい。これは条件が違うから単純に比較したらできん。

（「生存権について明確に答弁せえや」と呼ぶ者あり）

ということをきちっとやっぱり答えていただきたい。

それから、もう1つは介護保険の福祉計画についてちょっとお尋ねしておきたいんですね。

新しい事業計画で、要するに施設と在宅サービス、必要なサービスの見込み量はどうかと、そこのポイントが大切なんですけれども、09年の竹原市の事業計画がありまして、ここの20ページには要介護2から5の認定者に対する施設、居住系のサービスの利用割合、必要なサービスの量をどう決めるかということですね。ですから、この要介護2から5の施設、居住系サービスの利用者の割合を出して決めています。その割合がこの21年

（「生存権について答弁する時間のうなるよ」と呼ぶ者あり）

22年、23年というところでは41%とか、それが24年から39%と一応下がっています。それで、特に私はゼロの施設、特養ホームなんかで待機者ゼロを目指すべきだと。今度の計画ではそのようになっているんかどうかを聞きたいんですね、端的に2つ目は。

それと、国が参酌標準というのを今まで言ってきたけれども、これは廃止されていると思います。ですから、竹原市で必要なサービス、居住系、居宅系、これは確かに財政的な問題もあるんですけれども、少なくとも計画は竹原市で決めることができる、これは間違いないですね。それと、やっぱり必要なサービスというのはどういった基準で、さっき言ったこの分は要介護2から5で、必要なサービス40%、41%決めていると。今回の新しい計画はどういった決め方をされているんですかということは、ちょっと2点としてお尋ねしておきたい。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） まず、生活保護に関しましては、議員御指摘のように、憲法第25条の中で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという観点から、国のほうで最低限度の生活を保障するという観点から生活保護のほうを実

施されているという状況でございます。

また、国民健康保険制度につきましては、国民皆保険制度ということで、何らかの保険に加入するという観点で、また、国保という性格上、受益者負担、相互に扶助するという形で、国保に加入されている方につきましては、一定の所得があれば、その所得に対して受益者負担の観点から相応の御負担をお願いするという制度になっておるものでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 参酌標準ということでございますが、国において37%要介護2から5ということで、施設整備にかかわっての国における参酌標準というのが示されておったわけでありましたが、議員の御指摘のとおり、国においてはこれは廃止をされました。しかしながら、広島県の計画の中に介護保険施設等の整備目標というのがございまして、国の示した整備費基準の参酌標準を広島県は目標値として定めておるところでございます。竹原市は施設整備が充実しており、目標値を既に超えておりまして、在宅サービスで賄えない真に施設が整備されている状況を確認した上で、県の整備計画と調整をいたしまして、新規の施設整備を第5期事業計画においては行わないと、こういう方向でございます。

それで、先ほどありました参酌標準についてどのように竹原市がなっておるのかと、こういった状況でございますが、平成23年度4月段階におきまして、施設整備目標値における参酌標準の割合、要介護2から要介護5までの方の施設系の利用者につきましては、竹原市におきましては46%の方が利用をされておると、こういった状況でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 国保税の値上げの問題の分では、今課長が言われたんは、最低限の生活保障の生存権、25条の解釈がそうなんです。それで、さっき言った4人家族では要らないわけですよ。しかし、法ではこうなんだということの答弁がありません。

ですから、私は社会保障の観点から言えば、竹原市で何らかの対策をね、軽減措置をとるべきだということを指摘しておきたいし、それから、介護保険の福祉計画については、私が言ったのは、要するに必要なサービス、居宅、施設サービス、これは竹原市で決めることができるわけですからね。県の分がいろいろあるかもしれんけれども、国があった参酌標準が今まで参酌標準を超えているから、竹原市はもういい、やらないというようなこ

とを言われるけども、しかし、私が最後に聞きたいのは、必要なサービスというのは、入所希望者、どこに持っていくんかいうのを聞いたが、今あなたは答えていないけどね、だから、必要なサービスは、施設へ入りたい、そういった方が入れるような、待機者ゼロをやっぱり目指すべきじゃないんですか。ちょっとそこだけ答えてください。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 第5期計画におきましては、施設サービスにつきましては、地域密着型サービスとか介護老人福祉施設とか介護老人保健施設、介護療養型医療施設等々、施設サービスがございますが、第5期計画におきましては、それぞれ竹原市の要介護認定を受けておる方の利用者、これは竹原市内の施設に入るとは限りませんし、竹原市内の施設におきましても、地域密着型以外の——地域密着型というのは竹原市内の要介護認定を受けた方がそこへ入るわけですが、それ以外の介護老人福祉施設であるとか介護老人保健施設であるとか療養型の医療施設等につきましては、竹原市の方がよそのそういった施設に入っておられたり、あるいは他の市町の方を竹原市内のそういった施設が受け入れている状況等々がございますが、第5期計画におきましては、それぞれ今後、わずかながらですが増加していくものと見込んだ上での介護保険の事業計画を策定いたしておるところであります。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、山村道信君の登壇を許します。

4番（山村道信君） 海援隊山村道信、先ほど議長より登壇の許可を得ましたので、発言通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

さて、今回2件、私は提案型の一般質問をさせていただきます。

まず、1、ビジターバースの設置と滞在型に向けた観光事業基盤整備についてということでございます。

私は、昨年の初登壇以来、竹原の海の活用について毎回提言と質問を繰り返してまいりました。そこへ、昨年の12月定例議会の終盤にビッグニュースが飛び込んでまいりま

した。竹原と巖島に、昨年の尾道に次いで、県がビジターバースの設置を検討するとのニュースです。まさにこの件、市長や皆様方の努力のおかげだと衷心より感謝いたしております。信じられないうれしいニュースでした。半面、提言してきた私にとって、さらなる重責を課せられた思いでございます。

以来、この設備を確実に生かさなくてはならないと、こうした思いの中、どう生かすべきか、次のステップを思いめぐらす毎日が続いております。まず言えることは、この設備を中心とした展開ではなく、既存の観光資産の一端として位置づけ、リンクさせていくことではないでしょうか。

現在、全国130カ所を超える海の駅が登録されておりますが、本当に生かされている施設は10%にも及ばず、どこもが登録されただけで、あるいは設備ができただけで、本来の機能を果たしているとは思えません。いわば高速道路におけるパーキングエリアとなっているわけで、その存在すら認知されない施設も多いわけです。それらは、単独で立地し、地場産業との結びつきがなく、まさに浮いた存在になっています。

生かされている海の駅は、地場産業との結びつきが強く、地元からも親しまれ、海からの来訪者だけでなく、陸からの来訪者も多いのです。そこで共通して言える特徴は食、すなわち海鮮グルメなのです。そして、その運営形態は漁業協同組合であったり、海産物店であったりと、新鮮な海の食材にまつわる組織が運営しています。中には漁協と農協が市場を開設しております。海でとれた新鮮な食を、そして食材を求め、人たちはその駅に集まってくるんです。

千葉県房総半島にある「きよなん・ほた海の駅」、このほた海の駅は、ほた漁協が運営しており、ばんやという食事どころで新鮮な漁師料理を提供し、毎年2,000隻を超えるプレジャーボートが集まってにぎわっています。また、ボートユーザーだけではなく、観光バスが立ち寄る場所となっており、年商で数億円規模の売り上げを上げているようです。

このように、四季を問わずにぎわいを見せることが必要です。

もちろん、瀬戸内の海産物は決して房総半島にひけをとりません。だから、あそこに行けば新鮮な地元の魚介類がおいしく食べられるといたうわさが人を集め、にぎわいを見せていくのです。

例えば、海鮮バーベキュー、簡単な仮設テントの下、海賊焼きと銘打って、とれたてぶつ切りのタコやイカ、胴マルやギザミ、サザエやカキなどの魚介類、好みの食材をチョイ

スし、即、七輪で焼いて地元のしょうゆやみそで食するコーナーを設ける。シェフも料理人も必要なく、こちらが選んだ食材を漁師さんが包丁1本でさばいた食材を用意した七輪で焼いて食する。タコが網の上で踊り出し、サザエが網の上で破裂し、また、貝が口をあけ煮汁があふれ出す、まさに海賊料理です。

漁師さんがさばいたとれたての魚や魚介類の刺身は絶品です。それに漁師さんのつくる鯛飯やタコ飯、お昼時間も過ぎましたので、こういうようなことを言ってもぴんとこないかもしれませんが、実はしまなみ海道の大島、「よしみいき館道の駅」で、これは体験できます。車で行けば、ここからだ数時間かかりますが、船で行けば1時間未満、ただし棧橋はありません。おいしい食材を求め、また、そのうわさを聞き、人は遠くからも集まってきます。

そしてさらに、12月に提唱しましたコミュニティFMの設置開局にも意味がございます。3階のたけはら海の駅にはなっていませんけれども、今の跡地ですね、管理棟のコミュニティFMサテライトからの実況で、パーソナリティが「あっ、今、すてきなヨットが夕日に照らされ入ってきました。素晴らしい光景ですよ」と、「あすの天気は晴模様、すてきな航海をお祈りします。今夜はゆっくり帆を休めてくださいね」と締めくくれば完璧ではないでしょうか。まさに西の湘南を彷彿してみませんか。とにかく、単なるパーキングエリアではなく、サービスエリアとしての機能が必要です。

昨年、県が主導するビジターバースが尾道に設置されました。昨年の利用客は対前年163.1%増とのこと。しかしながら、先般見学に行くと、今時期は閑散期。これではパーキングエリアでしかないわけです。すなわち、生かされていないということです。ここだけではなく、ほとんどの海の駅エリアがこういった状況を呈しています。

過去3回にわたりワークショップを開催され、昨年9月竹原港町づくり推進協議会が開催されたようでございますが、状況が進展した今、市としては、今後この施設に対し、運営を含みどのような展開をされようとしているのか、御計画があるのであればお答えください。

さて、次に、旧町内を舞台とした観光基盤の連携的な整備についてお尋ねします。

ビジターバースだけを当てにする考え方は失策につながります。あくまでも竹原市の観光アイテムの一つとして位置づけることが必要で、歴史的伝承地区と結びつける施策が望まれるわけです。

手段といたしましては、12月議会でも提唱しましたように、自転車による北崎、大

石、裏街道の活用であり、また、増便されたバスの活用です。とにかく北崎、大石地区にある歴史や文化を生かし、その昔、海との境界であったエリアを紹介しつつ、伝承地区に導き、結びつけることが必要だと思います。

竹原の観光基盤のテーマを「安芸の小京都」に統一するんです。

昨年11月末、旅行事業関係者を対象に行われた空と海をつなぐ瀬戸内クルーズの観光地の魅力度を尋ねるアンケートの中で、鞆ノ浦、御手洗、竹原は、ともに魅力を感じるとされており、共通して言えるのは、古い町並みが瀬戸内らしさを残しているところです。ならば一層のこと、それらとのつながりを浮き立たせる意味においても、安芸の小京都・竹原として、磨きをかけていく必要があるのではないのでしょうか。

今までの伝承地区エリアだけではなく、JR竹原駅からアイフル通りを通り、本川通り、道の駅、伝承地区へと、またビジターバースから裏道を通り伝承地区へと、デザインを和風レトロに統一する、まちのイメージを小京都に統一する、こういったことを考えられてはいかがでしょうか。

アスファルトから石畳、閉じられたシャッターにおいても白壁風にペイントし直し、アーケードの支柱も濃い焦げ茶系統でペイントし直し、灯籠形状で電球色LEDの街灯に変更する。店舗の通り側の構えをレトロチックに変更改修すること、補助している資金を活用していただき、商店街を統一したレトロデザインにすることにより、小京都としての個性を持たせる。

また、ビジターバース周辺においてもアクセントとして石灯籠を活用し、北前船の就航した名残を与える。北崎地区裏道においても、石畳に石灯籠の街灯で情緒を演出する。朝はビジターバース周辺でとれたての魚の朝市、昼は海鮮バーベキューなど、日が暮れば裸電球の下、海鮮料理に舌鼓し、もちろん日本酒が似合います。食と地酒に酔いながら雰囲気に浸れば、後は宿探しということです。もっともヨットマンは船中泊。憧憬の路を思い起こしていただき、そのにぎわいを毎日繰り返すことができるのなら、滞在型の観光の可能性もあり得るのではないのでしょうか。

朝、昼歩いて、夜歩いて、歴史的情緒を醸し出せる雰囲気をつくること、テーマに即したこだわりのまちづくり、基盤整備が今求められる竹原のブラッシュアップの方法であり、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律も眺めながらですね、むしろ地域住民の生活の自由性を第一に尊重しつつ、こつこつと磨きをかけていくことが安芸の小京都・竹原として、魅力を与える施策ではないかと考えるわけですが、いかが

なものでしょうか、御見解をお聞かせください。

市内だけではなく日本全体ですが、低迷する景気の状況下、竹原を取り巻くあらゆる観光資源をリンクさせ、いかに竹原に人を呼び込み、流れを定着させていくかが優先課題だと私は考えます。多くの方が流動、対流していけば、産業も復活し、雇用も創出できる。もちろん税収入も見込めるわけでごさいます、耐震強度と老朽化を問われる市民館や福祉会館等、これらの現状を市民の皆様にごさいただきながら、あとは判断は市民に任せ、今は産業復活、雇用の創設に手段を講じるべきだと、こう考えます。やっと実現の運びになった竹原駅のバリアフリーを象徴するように、住みよさ実感の落ちついたまちづくりを今後も期待いたします。

続きまして、地域情報基盤整備事業の今後の進展についてお尋ねいたします。

何かと疑問を呈する地域情報基盤整備事業でごさいます。どう考えても今のままでは目標の4,000件達成は難しいのではないのでしょうか。それよりも、この事業本来の目的を今真剣に見据える必要があるのではないのでしょうか。4,000件を達成するまでの援助もさることながら、本来の機能を持たせるための支援策を打ち出すべきではないかと私は考えます。

現状で、ケーブルテレビは防災に役に立っているのでしょうか。高齢者福祉に役に立っているのでしょうか。建設部として、CTVを活用した防災上の取り組みをどうあるべきか考えられたことがあるのでしょうか。福祉課としてはいかがでしょうか。また今後どういった取り組みをなされるつもりでしょうか。

今、CTVに、ケーブルテレビに加入しないのは、その必要性がないからなんです。光ケーブルが入っている世帯、BSアンテナ、地デジチューナーをつけている世帯は全く必要ありません。ちなみに、光ケーブルの普及率、BSアンテナの普及率を調べられたでしょうか。ケーブル引き込みのための補助も期限つきで手段として必要かもしれませんが、私は本来のケーブルテレビの機能を生かすほうに予算づけすべきではないかと考えます。今、加入いただいている世帯の皆様が納得すれば、必ずおのずと加入者はふえていくものと考えます。いかがなものでしょうか、各所轄担当者に御所見を求めたいと思います。

また、タネットの自立に向けて、CM、コマーシャルを募集することを推奨いたします。3カ月ほどのお試し期間を設け、製作費は御協力いただく条件で、希望される地元企業のCMをオンエアし、効果を検証していただくのです。あるいは、商店を訪問取材し、一定期間定期的にオンエアし、効果の有無を見ていただくことも営業拡大の一つでしょう。

こういった動きを現在段階的に試みられているようですが、認知度が少なく、いろいろと誤解を生じていることも聞いております。試験的に実施している旨を公表すべきだと思います。

また、CMの料金体系等も他社を参考に早々にまとめていただき、地元に着したさらなる情報提供により、見たいとだれもが思えば、自然に加入件数がふえてくるものと思います。とにかく高額の国税、市税をかけた地域情報基盤整備事業、本来の目的を実現させていただきたく、切望いたします。

以上、一般質問を終え、あとは議席に戻り再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（脇本茂紀君） 順次、答弁願ひます。

市長。

市長（小坂政司君） 山村議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。広島県が掲げる「瀬戸内 海の道構想」の戦略の一つであるクルーズネットワーク計画は、観光資源を有する地域に大型客船や観光クルーズ船、プレジャーボートを受け入れる拠点港を配置し、多島美豊かな島々の観光資源を点から線へ、さらには面へと相互に連携させることにより、エリア全体の魅力を高め、国内外からの観光誘致による観光振興を一層促進することを目指すものであり、ビジター艇の受け入れ拠点は、既に整備されているマリーナに加えて、集客力の高い観光資源に近接する既存棧橋の活用や新たにビジター艇専用の棧橋を整備するものとされております。

一方、本市におきましても、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、瀬戸内海を初めとした自然や歴史文化など、いわゆる底力を発揮し、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取り組みを推進しているところであり、「瀬戸内 海の道構想」は、この本市の取り組みと方向性は同一であることから、この計画に対しても、本市を絡めた施策が取り入れられるよう積極的に取り組んできたところであります。

また、住民協働による港を生かしたまちづくりとして、みなとオアシス制度などを利用し、竹原港、忠海港において地域住民と行政が協働でイベントなどを継続的に展開し、交流人口の拡大につながる取り組みを推進してきたところであります。

今回、こうした取り組みの大きな成果として、広島空港に最も近い竹原港に観光クルー

ズ船などが一時的に係留できるビジター桟橋を新規に整備することとなったものであります。

旧中四国フェリー事務所の跡地活用につきましては、本市の総合計画に掲げる交流拠点の形成と港湾の有効活用の観点から、ワークショップを開催し、市民の皆様から貴重な御意見をいただいたところであり、本年度はフェリー事務所を含めた跡地活用の基本構想を策定しているところです。

この構想は、広域的な観光の拠点、市民協働のまちづくりの拠点、海と陸の交通結節点を大きな柱として位置づけ、市民、企業、行政が一体となって既存の港湾施設を有効活用し、港のにぎわい、地域の活性化、観光振興など、港を生かした協働のまちづくりを推進するものであります。

具体的な計画としては、旧中四国フェリー事務所について、1階部分の待合所を県のビジターバースの整備にあわせて、休憩所、トイレ、空調設備、外壁の改修など、ターミナル機能を充実させ、2階の事務所、3階の会議室については、市民活動の拠点として活用する方向で検討をしております。

駐車場につきましては、陸路、海路を効果的に結び、循環させる空間形成を図る交通結節点として活用するとともに、みなとオアシスなどの各種イベントなどを継続的に開催し、また、施設の維持管理につきましては、当面、市が直営で行うこととしておりますが、今後は関係機関と連携しながら適正な管理運営の具体化に向けて取り組みたいと考えております。

今後も引き続き、既存施設を有効活用することはもとより、港を生かしたにぎわいと潤いのある交流拠点の形成を図るとともに、瀬戸内海などの自然や本市の特性を生かし、広域的な連携を通じて、交流人口の拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興施策については、町並み保存地区や道の駅たけはらなどの観光拠点施設に、新たに整備されるビジターバースを含めて、地域全体の観光振興や産業振興による活性化につなげていかなければならないと考えております。

昨年11月30日には、県の社会実験による「空と海をつなぐ瀬戸内クルーズ」として、旅行事業者を対象に、町並み保存地区を見学した後、竹原港を活用して、瀬戸内海の島々の多島美を眺め、呉市豊町の御手洗地区などの観光地をめぐり、広島港に至るコースを設定し、港を活用した新たな商品化が可能か、現地を確認した上で、アンケート調査に

よる課題等を抽出し、新たな商品化の造成に向けて検討をしていただいております。旅行事業者の意見などから、観光素材としての魅力はあるものの、交通手段の確保や料金設定による採算性、時間配分などの諸条件を精査していくことが、今後の商品化へ向けて必要になってくるものと考えております。

また、県の「瀬戸内 海の道構想」にも呼応した取り組みとして、国道185号さざなみ街道のサイクリングロード化を目指し、呉市、東広島市、三原市と本市を含めた4市で、サイクリストが立ち寄りやすい環境整備を行うため、呉から三原までの沿線14カ所にサイクルスタンドやポンプ、工具などを配備し、「R185さざなみサイクルポート」と名づけて、2月11日から運用を開始したところであります。

本市には、山々と瀬戸内海に包まれたすぐれた自然資源や、国の重要伝統的建造物群保存地区である下市・上市の町並み保存地区に代表される歴史資源や湯坂温泉郷、大久野島などの温泉や海水浴、キャンプ場、また神明、祇園、住吉を初め各地に残る伝統的な祭りや風習、地域産品としての地酒、魚など、有形、無形の観光資源や景観等が数多く存在します。

町並み保存地区は、安芸の小京都・竹原として、平安時代、京都下鴨神社の荘園として栄えた歴史からこう呼ばれているところであり、特に、上市・下市には、江戸時代後期に製塩業や酒造業で栄えた座敷や由緒ある寺の町並みが今もそのまま保存されており、既存の重要な観光資源である町並み保存地区の歴史的建造物と調和し、本川の歴史的な景観にもマッチした、いわゆる安らぎやいやしのある竹原らしさを求めていくという観点を踏まえた町の魅力づくりを推進してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、市民、民間事業者、観光協会などとの連携協力により、町並み保存地区を初めとした歴史と伝統に根づいた地域資源の一層の保全と修景を図るとともに、地域自然のブラッシュアップを進め、瀬戸内海などの自然や本市の特性を生かし、広域的な連携を通じて、交流人口の拡大による地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問でございますが、本市における地域情報通信基盤整備事業の状況につきましては、市内全域への光ファイバーの整備を行い、平成23年3月に基盤整備が完了し、株式会社たけはらケーブルネットワークがこの基盤を活用する公設民営方式により平成23年4月に開局、サービスを開始し、間もなく1年を迎えるところであります。

この間、開局、サービス開始以降、タネットにつきましては、各種番組を放送する中、

視聴者からの要望にこたえ、市民に愛され、喜んでいただける、よりよい番組づくりとなるよう、引き続き取り組んでおり、また、多くの市民の皆様にも番組製作に御協力をいただき、さらなる番組内容の充実に生かされております。

ケーブルテレビによる自主放送については、地域の身近な情報を中心とした番組を放送する中、市からの情報につきましても、一日の放送を通して、各種行事の案内を初め、行政に関する情報を映像、音声、文字放送で情報発信しております。

今後の展望として、情報通信基盤を活用した緊急・災害時における住民への情報伝達を速やかに、かつ、確実にできる取り組みが必要であると考えており、とりわけ緊急情報の発信について、その効果的な方法、手段などについて、他市町の取り組み事例を含め、引き続き研究しているところであります。

また、市民への情報発信という観点から、さまざまな情報施策につきましても、これらの多様なニーズへの対応ということからも、今後においても、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、光ファイバーの普及等につきましては、本市における普及率などの把握はいたしておりませんが、総務省が公表している平成23年9月末現在のブロードバンドサービスに係る都道府県別の世帯普及率によりますと、広島県は61.3%となっており、また、BSアンテナの普及率につきましては、NHKが公表している平成22年度における竹原市の放送受信契約数は1万1,281件、そのうち衛星契約数は4,640件となっております。

次に、タネット放送のCMに関する提言につきましては、タネットが事業運営上、収入確保に向けて営業努力をなされることではありますが、本市としても、タネットのサービスの安定経営につながる観点から、今後においても可能な範囲において指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 御答弁ありがとうございます。本当にことは一歩ずつ前へ、前が開けたような気がいたしておりまして、その分、先ほども言いましたように、私自身、重責を感じておるところでございます。

さて、一番難しいのが、海ということで、これはどちらかといえば県の管轄ということで、今までなかなかこちらからの提案等が、あれは県だからというふうにとまってしま

ことが多々ございました。しかしながら、やはり市として、県に対してこうあってほしいという要望、あるいは提言はできるのでしょうか。まずもってお尋ねしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回のビジターバースの事業の件でございますが、この事業は先ほど市長が御答弁申し上げたとおり、広島県の掲げる「瀬戸内 海の道構想」の一環としての事業でございます。本市といたしましては、ビジターバースの事業を含めて、今後、事業主体であります広島県と協議しながら、あらゆる角度で検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） ぜひぜひお願いしたいと思います。

その前に、ちょっと耳が痛いかもしれませんが、先般、1月の末、竹原の中四国フェリーの護岸に1艇のバージが入りました。そこで、あそこはもう始まったのかなと思って私、港湾に問い合わせたところ、いや、あれは保全工事業なんだということで知らされまして、じゃ、どういうふうな形で工事されるのというふうに聞いたら、いや、今、資料はございませんと、そこじゃだめだからと思って建設のほうに問い合わせたところ、ちょっと調べてみますという言葉で、最終的に今、中央港湾竹原港港湾海岸保全工事という、こういうふうなチラシ、これを見させていただきました。

じゃ、こういった港湾のこういった工事のこういったチラシ、これは地元のほうに配布されているんでしょうかということをもまず聞きたい、恐らく配布されていないんじゃないかと思います。いかがですか。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 地方港湾の竹原港海岸保全の工事、こちらは今、北崎港で工事を行っておる件なんです、この案内については竹原港の北崎地区の待合所、こちらの掲示板にも掲示をさせていただいております。関係する駐車場がございますので、こちら影響される方へのお知らせは、そういう形で掲示板を通して案内を出させていただいている状況でございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） はい、ありがとうございます。自治会のほうはいかがでしょう。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 工事に関しましては、その自治会に関係するというか、その工事については自治会のほうも、ここであれば北崎自治会に当たるんですが、そちらのほうとも協議をいたしております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 実は、こういったもんがあるかと、私、その地区の方に問い合わせてみたら、いや、こういった書類は回ってきてねえぞということで、いや、何があったんか、何をやっているのかさっぱりわからないんだという回答を得たので、やはりもしやっているんであれば、もう少し普及に努めるようにしていただきたいと、こう思いますし、ましてや竹原港、県が主導権を持っているといえども、やはり自分のところの庭先でございませぬ。この庭先をやっぱりつくということに対して、やはり今何をやっているんだということを問い合わせる、あるいは知らせるべき問題じゃないかと、こう思うわけですが、いかがですか。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今後、議員御指摘のことがあって、周知されていないという面もございませぬので、今後、工事については地元と協議しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 一応そういうことで、幾ら海岸は県の管轄だからといって、やはり我々は知る権利もあるし、聞く権利もあるということで、次に論点を移していきたいと思っておりますが、さて、先般、先ほどの壇上での質問にもありましたように、尾道のビジターバース棧橋、ここへ行ってまいりました。これは1月の末に撮った写真です。丸々もうきれいなもんで使われておりませぬ。こういうふうな状況なんですね。

市から県に提言ができるというふうなことを言われましたので、今回ちょっと何件か提言してみようと、ぜひ伝えていただきたいなど、こういうふうにいるわけですが、これ、棧橋できているようで、はた目から見たらすごく格好よいということは言えるんですが、実際使う者の立場になったら、非常に使い勝手が悪いんです。こういったところを、やはり今回のビジターバースの建設に当たって、ぜひ提言していただきたい、こう思っておるわけですが。

さて、そこで私が皆様に配付しました漫画ですね、平面図、これを見ていただきたいと

思います。赤で色づけしているところが、こうあるべきだという我々の主張なんです、実はこの2月の17、18日、私の知人である海事ジャーナリスト、東京のほうから招き、あるいはアンカレッジネットワークというヨットグループのチーフ、これを神戸から招き、そして地元から広島大学の自然科学部の先生を招いて、海仲間ということで気安く集まってくれたわけなんです、今までの豊かな海の駅からずっと関与してきている仲間でございます。

せっかく竹原にこういったチャンスがあるんだから、望ましいビジターバースはどのようなかということ提言してみようよということで集まり、そして、土曜日は実際海から船でもって周辺を見させていただきました。そして、その後まとめたのが、この図面でございます。

まず言えるのは、既存のフェリー、定期航路がございます。今、どうもこのまま放っておくと、今の中四国フェリーの目の前に県のビジターバースができるんじゃないかという一つの不安がございます、それはどうしても回避していただきたい。これは本当に今の大崎汽船、あるいは山陽商船のフェリーのオーナーから言わせても、やはり同じことを言うんじゃないかと、こう思います。できるだけ今の定期航路の棧橋から離していただく、そうじゃないと、逆に使うほうもフェリーの引き波等々で洗われますので、ぜひとも今の跡地、ビルから離していただくということをまず要望していただきたいと、こう思います。

そして、ここに書いてある形状の棧橋ですね、これは40メートルほど出して、さらにまた40メートル、ナックルして、ちょっと見たらF字型になっているわけなんです、これもやはりビジターバース建設する上で一番問題になるのが波なんですね。とめとつても波で傷つくということがございますので、あえてこういうふうな形で、波に対して船が垂直にとまるようにということで案件出させていただいています。

そういったところ、細かく説明すればちょっと時間ももったいないので、ただ、ここで1つ困った問題があります。というのが、現在進められている港湾海岸の保全工事、今現在、この平面図で言えば、ちょうど右側の角あたりが当たっているわけなんです、これとの兼ね合いが非常に気になっているわけございまして、例えば、この港湾工事、何年までにどこまでやるというのは、もう現在把握されているでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 先ほどの地方港湾竹原港の海岸保全の工事の件の質問ござい

ますが、こちらにつきましては、この地区について今年度、高潮対策事業として事業を進めております。正確な事業完成年度については、まだ県のほうからは伺っていないのが現状でございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） こちらのほうの港湾海岸保全工事、これも大切だと思います。しかしながら、今回、県が提唱されているビジターバースの設置、これも大切です。

そこで、防潮堤ということだけを考えますと、ほかにも方法があるんじゃないかということで、平面図のほうに記載させていただきましたブルーのラインですね、こちらをもしあれだったら進めていただければなど、こういうふうを考えるわけでございます。

ここにですね、そのブルーのラインの一面を写真に撮ってきております。これ見ていただきたいと。これは、ちょうど国道と、そして待機場所との間の境界に当たるところでございます。非常にフェンスとかそういうふうなのが荒れている。もしそういったことが可能であれば、こういったところを改修すべく、防潮堤の建設をお願いしたらいかがなものかと、こう思うわけなんです、いかがなものでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 先ほども申しましたように、こちらは事業主体、県でございます。また港湾管理者も県でございますので、今後、県と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 本当にぜひこれもあわせて協議の対象をお願いしたいと、こう思います。

先ほど来言っていますように、私はこのビジターバース、これができたからといって、じゃ、どうなるのということになるわけですね。要するに竹原というのは、今の海岸線を、海を活用する、その一つの窓口ができたというふうに私はとらえております。非常にありがたいことでございます。しかし、これだけではやはり採算割れというんですか、あるだけで使わないものになってしまうということで、先ほどの壇上での提言にもございましたように、やはりこれを取り囲むソフト、これを協議しなくてはいけないと、こういうふうにご考えておるわけでございまして、そういったところに対する計画等、もしあるのであれば聞かせていただきたいし、もっともまだ県でこれが議会通っていないからというん

で、そこまで考えていないようであれば、そういうふうな意見でも構いませんから、どう
いうふうなものがあるか、お聞かせいただきたいと、こう思います。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） 新たな観光資源の掘り起こしについての御提言ではないか
というふうに思います。魅力的な観光地域の形成につきましては、現在、観光資源、ある
いは地域資源のブラッシュアップに努めているところでございまして、そういう取り組み
を進める中で、まずはさまざまな角度から情報の収集に努めてまいりたいというふうに考
えております。

市長答弁にもありましたように、本市の特性であります自然、歴史、文化を生かした竹
原らしさを求めていくという観点から、まちの魅力づくりのほうを推進してまいりたい、
その中で交流人口による地域の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております
ので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 漠然とした回答で、要は具体的な計画というのはまだこれからだよ
ということになるわけですね。いかがですか。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） 建設課長のほうも申しあげましたように、現在、県のほう
で整備等を進めておられるというところでございますので、そういう経緯も踏まえまし
て、今後、今の同じような答弁になりますけれども、町の魅力づくりを推進して、交流人
口の拡大から地域の活性化につながる取り組みを推進してまいりたいというふうに考えて
いるところでございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 恐らく3月の議会でこれが決まれば、とんとん拍子で前に向かって
進んでいくんじゃないかなというふうに思いますし、私がお願いしたいのは、一夜漬けの
プランでばばんと、じゃ、こうしましょうとなるのではなく、やはりきちっとしたビジョ
ンを持って、新たな観光資源として位置づけしていただきたいと、こういうふうに考え
るわけでございます。

せっかく県のほうから予算をつけていただいて、あるいはこういうのを設置していただ
くわけでございますから、やはり今後の竹原を考えていったときに、本当に竹原は小さな

小粒で魅力ある町なんだと、ちっちゃな町でありながら、おお、ビジターバースも持っている、あるいはいろんな観光資源もあると、とにかくあそこへ行ってみよう、あそこへ行ったらおいしいものが食べられるじゃないかというふうな一つの魅力、これをぜひ統合していただきたいと、こう思います。

ビジターバースに関しては、ほとんど私、恐らく質問しても的確な回答はまだ今のところは得られないんじゃないかなと、こう思いますので、一応私からの提案型の意見ということで、次に回していきたいと思います。

さて、次は情報基盤整備でございます。

今、一生懸命普及に向けて取り組んでおられるということでございますが、さて、そこでちょっとお尋ねしたい。

市の職員の中における普及率、一生懸命取り組んでくれ、取り組んでくれといった中において、じゃ、市の職員のほうはどれぐらいこのケーブルテレビに加入しているか、もしデータがあればお答えいただきたい。

議長（脇本茂紀君） 情報化推進室長。

情報化推進室長（平田康宏君） 市の職員のタネットの加入状況ということでございますが、これは約50%と把握いたしております。この点につきましては、引き続き加入促進に努めてまいるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 50%、思ったよりあるなと思ったんですけども、しかしながら、やはり推奨する以上は、市の職員は80%、90%、これを目標にしなくちゃいけない。まずやはり、やれやれ言う前に自分たちからやっついていかないと、やっぱり前に進まなわけですね。皆様、市の職員の方はいろんな意味で守られているわけでございますが、こういった地域基盤整備、これにおいては、やはり前向きにもう少し考えていただきたいと、こう思います。

あと、実際、じゃ、これを活用した防災上の取り組みですね、今、ただ単にテロップでいろんな情報を流しているわけでございますが、ほかに、いや、こうやったらいいとか、ああやるべきだという、このタネットを利用した防災に対する何か計画、あるいは発案というんですか、思惑というのが検討されたでしょうか、お伺いします。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） タネットを活用した防災に関する取り組みという御質問でござ

いますが、現在、タネットから情報発信というような形で、防災情報等のメール配信サービスの登録の呼びかけでありますとか、火災予防活動ですとか、住宅用火災警報器などの啓発、こういったこと、情報提供ということがまず考えられると思います。

それから、例えば、地域のほうで行っておられるような防災訓練の様子ですとか、あと、市のほうで行っております消防出初式、総合防災訓練の内容など、こういったことを市民にお知らせして防災意識の向上を図っていくというようなことがございます。

あと、台風が接近してまいったときですとか、大雨時、やはり注意喚起をすると、やはりこういった情報提供をさせていただくということが必要ではないかというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） じゃ、こちらからちょっと提案させていただきたいと、こう思います。

私、防災の観点からといえば、例えば、仁賀ダムの放水口、あるいは冬場は頻繁に凍結する小早川神社の道路、あるいは高潮計測地点、そして賀茂川流域、あるいはJRの改札口、こういったところに固定カメラを置いて、るる情報を10秒間ずつ流していくと、今どういふような状況になっているのか、映像を通じて市民に今の竹原の、例えば、潮の高さがどうなのか、国道の凍結がどうなのか、こういった情報を流していくと、今の文字放送の裏のバックですね、これ真っ白い画面ですけれども、そこにこういった情報を取り入れていくということを考えたらどうかというふうに思うわけですが、いかがなものでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず国道関係でございますが、広島国道工事事務所のほうではテレビカメラを国道沿いに設置をしています。災害時、台風時期、そういった場合に道路管理者としての管理をしております。一般に見るいうことはできないんですが、一部、道の駅のテレビ画像いうことで見ることができます。

一応、高潮についても、本川沿いの185号線については、テレビカメラを利用しまして監視を強めているところでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。そこまでできているんだったら、なぜそれ

をタネットで流さないんですか。そういうところを考えていないんですか。

(「きちっと答えろ、建設課」と呼ぶ者あり)

議長(脇本茂紀君) 建設課長。

建設課長(大田哲也君) 現在の国道のそういう災害時の対応というか、監視については、そういう状況であるというのを今報告いたしました。質問の要旨としてはタネットで流せないかということなんです。それについては、道路管理者である広島国道工事事務所、国土交通省と協議を今後していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長(脇本茂紀君) 4番。

4番(山村道信君) 要するに、タネット、ケーブルテレビがケーブルテレビたるゆえんというのは、そういった情報を自分のうちで見られるという、これが一番利点があるんじゃないでしょうか。幾らいろんなところであれがあった、これがあったというふうな、もちろんそれも大切です。けども、やはりどこが今凍結しているよ、今、高潮こうなんだよ、今、JRがこういうふうにとまっている、そういうふうな情報を随時、例えば、そのチャンネル流していたら、10秒置きにそういった映像が入ってくる、これをやっていくというのは、私はやはりある意味ではタネットを、これだったらもう少し見てみようというふうに興味をそそる部分じゃないかなというふうに考えるわけでございます。

だから、やはり考えるじゃなくて、ぜひぜひ進めていっていただきたい。変なところに予算を取ってするよりも、むしろ内容ある、本当に必要な情報を提供する、だれもがこれをひねったら、ああ、あそこはこういうふうに入っているからきょうはちょっとやめようかなと、あるいはバスにしようかなというふうな、無言の情報なんですけど、大切な情報なんですよね。そういったところに、ある程度経費、予算を見てもいいんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長(脇本茂紀君) 総務部長。

総務部長(今榮敏彦君) いわゆる情報提供に係るタネット番組の充実というふうな観点からの御質問ではなからうかと思えます。

今回整備いたしております地域情報通信基盤につきましては、やはり大きな目的としては超高速ブロードバンド整備というのがございまして、それを整備するに当たって、ケーブルテレビによる運営というもので、現在たけはらケーブルネットワークがその事業を運営しているところでございます。

もちろん、議員御指摘、御提言の、その番組情報の充実に関しまして、先ほど建設課長が御答弁申し上げました国土交通省との情報のリンクと申しますか、こういうことは非常に重要なこととございまして、現在は道の駅において、その情報を掲示と申しますか、リアルタイムで流しておりますが、その情報がいかにこのタネット番組に取り込むことができるかということについては今後調整をしていきたいというふうに思っております。

また、番組に付加価値をつける環境整備と申しますか、施設の充実ということに関しましては、議員も御承知のとおり、やはり情報セクションというものは非常に経費のかかることでもございますので、その効果と、それから現在求められているニーズというものを勘案しながら、この点については今後も引き続き、この基盤をいかに有効活用していくかという観点から取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） どうも以前から普及率ばっかし耳に入ってきて、タネット、あるいはケーブルテレビの本来の姿というのがちょっと置き去りにされているようにしか見えなかった。やはりこういったものを計画し、実際に実行に移したからには、実際にそういった運用面においても、やはり受信者が、加入者が納得されるようなものにしていただきたい。本来のタネットのケーブルテレビの意味、もう一回見直していただいて、まずそれを構築していただきたい、こう思うわけでございます。

また同様に、今防災に関しての質問だったんですが、福祉のほうに関しては、どういうふうに今のCTV、ケーブルテレビを利用されようと、あるいは何かそれに対するお考えはあるでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 福祉課におきましても、これまで老人クラブの活動であるとか、あるいは金婚を祝う会であるとか、最近ではあんしんホルダーなどの情報も発信をしていただいております。

やはりこれからも地域福祉の推進、高齢者福祉の推進、さまざまな福祉の推進の中で、ケーブルテレビを通しての情報発信を引き続きしていただけたらと、こういうふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） いずれもやはり映像を通じてという格好のような情報発信というふうにとるわけでございますが、当初、要するにケーブルを引かれているわけですから、端

末でもって、ひとり暮らしのお年寄りが何かあったときに、ぼんとSOSを発信すれば、どこか窓口でとって、すぐ対処ができるというシステムということも言われていたんじゃないかなと思うんですが、それに対してはどうなんですか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） そのことにつきましては、御承知のとおり三次のほうの実証実験を行っております。福祉課と情報化推進室のほうで三次のほうへ訪ねてまいっております。今年度が、平成23年度の実証実験ということでございますので、そういった効果とか、これからの課題とかいうことについて、引き続き調査研究をしてみたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） そういったところが見えていない、要するに現状としてどういうふうな進み方があるかというのが見えていない、これは大きな問題だと、こう思うわけでございます。

現に、実際にタネットを引いているお年寄りのところ、恐らく引いているかどうか、これもちょっと私は疑問に思うわけでございますが、そういったところとのケーブルを通じた、そういったコミュニケーションの実験、あるいはそういったものはやられたことはあるでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 当市におきましては、そういった実験については行っておりません。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 本当にお年寄りが、今、例えば、パソコンを開いてキーボードを打て、これは本当に無理なことだと、難しいと、こう私は思うわけです。しかしながら、1本のラインで福祉課と各世帯が結ばれるという一つの利便性があるわけなんですね、タネットは。だったら、やはりそういったところ、今後目を向けていっていただいて、じゃ、窓口がどこになるのか、あるいはどういうふうな連携を組めるのか、あるいは市内の病院とどういうふうな連携をとれるのかいうことは考えておられたでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 先ほども申し上げましたように、そういったケーブルテレビを使った見守りということにかかわりまして、三次のほうでそういった形で実証実験を行っ

ておるところでございますので、そういったことにつきまして、引き続いて調査研究をしてまいりたいと、このように思います。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 大体そういったところで、非常に私、タネットを推奨しつつも、具体的な防災に対する、あるいは福祉に対する取り組みがどうもいま一步おけているというふうな評価しかできないんですね。しかしながら、もう少し加入率を上げて、本当のタネットの、タネットである意味合いを持たせるのであれば、今後前向きにそういったところをしっかりと考えていただいて、実現して行っていただきたい、こういうふうに思います。これ以上私がお尋ねしても、返ってくる言葉は恐らくないと思います。したがって、今後の皆様方の取り組みに対して期待するということしか言えません。

最後に、先般、ある人から移転のごあいさつということで、1枚のごあいさつ状が届きました。すばらしいことを書いてありますので、紹介したい。

時代の追い風は瀬戸内海に吹いています。竹原の町並み保存地区やJR線を美しく描いたアニメ「たまゆら」のヒット、大崎、上島は山田洋次監督が名作東京物語をリメイクするロケ地、橋爪功さんや、これは蒼井優さんというのかな、島ではよい演技を見せてくれることでしょうか。海あり、山あり、穏やかな暮らしは、人口減少社会の日本で新たなモデルとなると確信していますというふうなごあいさつ文でした。

私は、この確信しているという言葉を実現していきたい、こう思っております。もし答弁ができるのであれば答弁していただいて、これから前向きに竹原をリビルトしていきたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長。

建設産業部長（柏本浩明君） 最後の御提言ということでございますけれども、今後も引き続き、市民、民間事業者、観光協会等との連携、協力により、町並み保存地区を初めとした歴史と伝統に基づく地域資源の一層の保全と修景を図るとともに、地域資源のブラッシュアップを進め、瀬戸内海などの特性を生かし、広域的な連携を通じて交流人口の拡大、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

ちなみに、情報ということではないんですが、先ほど「たまゆら」というようなことがあったんですが、つい先日、NHKのクローズアップ現代というので、アニメ「たまゆら」の紹介があるということなので、情報として一応御紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君）

以上をもって山村道信君の一般質問を終結いたします。

一言、議長から注意をいたしておきますが、今後、写真等の資料を提示されるときには、あらかじめ議長のほうに提出をいただき、できれば全議員に配付ができるような準備をして提示をしていただきたいということをお願い申し上げます。

午後２時半まで休憩をいたします。

午後２時１２分 休憩

午後２時２８分 再開

〔議長交代〕

副議長（北元 豊君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

質問順位４番、山元経穂君の登壇を許します。

１番（山元経穂君） ただいま、議長より登壇の許しを得ました民生同志会の山元経穂でございます。これより通告に基づき一般質問をさせていただきます。

平成２４年第１回定例会一般質問。

１．環境産業を生かした本市の活性化について。

本年１月３０日、厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所より、我が国の人口推計資料が公表されました。その資料によると、我が国の人口は平成２２年の１億２，８０６万人から、今から５０年後の平成７２年には約３０％減少して８，６７４万人となるとされております。数字は出生中位推計の結果によるものです。

人口の減少は、市場規模の縮小をもたらして経済の活性化を阻害し、また、持続可能な社会の形成においても活力を失わせる要因にもなり得ます。

本市においても、高齢化率の上昇とともに、歯どめがかからない人口の減少は深刻な問題であると考えています。

本市の人口はピークを迎えた昭和５５年が３万６，８９５人で、転入１，５２９人、転出１，６３２人、１０年後の平成２年が３万４，７７１人で、転入１，１８０人、転出１，５９６人、２０年後の同１２年が３万１，９３５人で、転入９６１人、転出１，３０５人、そして３０年後の平成２２年度、つまり昨年度は３万人を割り２万８，６４４人で、転入６７５人、転出９８５人となっており、３０年間で約２３％の減少となっております。数字は本市統計によるものです。

本市は総合計画において、平成30年、2018年における目指す人口を、趨勢的な人口推計を切り上げる形でおよそ2万7,000人以上とされています。

私は、本市が総合計画において目指す平成30年度で2万7,000人以上という目標の達成は、現時点では困難であろうと考えており、本市に住む若い者の一人として、今後の人口問題を危惧しております。

人口の減少を防ぎ、また増加を図るためには、本市が総合計画に掲げるとおり、住みよさを市民に実感していただくことが必要であると感じます。

住みよさを実感していただくためには、現在以上に充実した施策の実施が求められます。そのためには、施策を選別して予算の効率化を図っていくことも必要ですが、現実をかんがみ、施策の充実を考えたとき、それ以上に必要なことは市民に御負担をかけることのない税の増収を図り、財源を確保、充実させていくことではないかと考えます。

そこで、税の増収を図り、市民に住みよさを現実として実感していただくためにも、本市が環境産業の誘致、育成に力を入れるべきではないかと考えます。

昨年末、本市にある竹原工業流通団地に大型太陽光発電施設を誘致することが決まりました。

環境産業の誘致、育成は、本市のこの流れに逆らうものではないと考えておりますし、国内の流れをとらえても、東日本大震災による福島第一原子力発電所の原子炉事故以後、自然エネルギー、住環境への関心の高まりにも逆らうものではないと認識しております。

世界においても地球規模の環境問題は、もはや無視できるものではありません。

環境産業に関して言えば、自然エネルギーの分野が有望なものであると考えております。

先述の太陽光を初め、風力、水力、緑（バイオマス）と自然豊かな本市にも活用資源が眠っているのではないかと想像いたします。

特にバイオマスに関しては、エタノール生成を初めとするエネルギー利用、生分解性プラスチックを初めとするマテリアル利用など、さまざまな利用が期待できます。

また、国も平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、バイオマスを競争力のある新たな戦略的産業として育成していくことを位置づけています。

本市においても環境問題に貢献し、今後も成長が見込まれるこの分野での取り組みをいち早く積極的に推進すべきではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。市長は本市の深刻な人口問題の現状に対して、どのような御

認識をお持ちになられていますか。また、環境産業の誘致、育成についてどのように取り組まれて市民の住みよさを実現していくおつもりか、お伺いいたします。

2. 新防災基本計画、津波災害対策編から見る本市地域防災計画の修正について。

昨年3月11日、東日本大震災が発生してから、はや1年が経過しようとしております。死者、行方不明者は約1万9,000人、震災により生活基盤を喪失し、今現在、避難、転居されている方は約33万人と我が国の戦後の地震被害としては、過去最悪の惨事となっております。数字は警察庁、復興庁まとめのものです。

震災後、国は未曾有の被害をもたらしたこのたびの震災の検証、教訓の総括を行うとともに、今まで以上に関心が高まった首都直下型地震や東海・東南海・南海地震、いわゆる3連動地震などの大規模災害や頻発する豪雨災害に備えるべく防災対策の充実、強化を図るため、中央防災会議において我が国の防災対策の根幹である防災基本計画の見直しを開始し、平成25年ごろまで適宜修正していくとしております。中央防災会議の資料によります。

特に津波に関しては、震災発生から約1カ月後の4月27日に中央防災会議の組織として、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会を設置しました。同調査会は以後5カ月間、津波災害に対する検証を重ね、9月28日に最終報告を行い、それに基づき12月27日に中央防災会議は防災基本計画の修正を公表しました。

今回の修正の要点は、旧計画において震災対策の特記事項という位置づけで、わずか2ページしかなかった津波対策を強化事項として、津波災害対策編を新設し、東日本大震災を踏まえた地震、津波対策の抜本的強化を図るものとされております。

この津波災害対策編を拝見すると、名称こそ津波災害対策となっておりますが、先述したように地震対策の抜本的強化も内容として含まれており、例えば、防災知識の普及、避難所などにおける生活環境改善、災害廃棄物の発生への対応など、本市の地域防災計画の修正においても大変有用であると考えます。

本年2月15日の中国新聞において、東日本大震災を受けて国や県が見直しを進める津波の被害想定を踏まえ、津波ハザードマップを2012年度末までに作成する（記事要約）とし、また、本市地域防災計画において震災対策編から津波災害対策編を独立させる考えとありました。

そこでお伺いいたします。市長は本市の防災対策のあり方についてどのような認識をお持ちになられていますか、また、本市地域防災計画も津波ハザードマップと同様に国、県

の動向を踏まえた上での見直しを予定したものであると推察いたしますが、このたびの国の防災基本計画の修正のかなめとして新設された津波災害対策編をどのように生かすおつもりか、お伺いいたします。

3. ユニバーサルデザインを目指した本市のまちづくりについて。

J R竹原駅のバリアフリー化は、長年、本市の懸案事項であり、市民の強い要望でありました。

昨年、3月24日には、同駅のバリアフリー化実現を早期に求める市民有志により、J R竹原駅利用推進市民の会が発足し、市内外で署名活動を展開させるに至り早期実現を望む市民の声も広がり、本市において急務の課題でありました。

このたび、そのバリアフリー化が実施主体である西日本旅客鉄道株式会社と本市の協議を経て、実施されることが決定したと本年1月30日に開催された市議会全員協議会において本市より説明がありました。

その内容は、市民、利用者から一番の問題として指摘されていた長い階段の登降を伴う現在の跨線橋に相對する形で、新たにエレベーター2基を設置して専用跨線橋で連絡する計画を柱に、駅正面のスロープの整備、音響案内装置の設置、改札口の拡幅改良などを平成25年3月までに実施するとのものでした。

J R竹原駅のバリアフリー化実施を報道などでお聞きになられた市民の方々からも喜びの声を多数伺っております。利用される方々の利便性の向上に寄与することを期待してやまない次第であります。今後は、本市の玄関口としてのJ R竹原駅の利用促進も考えていく必要があると思います。

本市は総合計画において、市民が安全で自由に行動し社会参加できる、人に優しいまちづくりを推進することを掲げております。本市が人に優しいまちづくりを推進すれば、J R竹原駅の利用者増加も必然的に伴うものであると考えます。

また、同日の全員協議会において、2つ目の協議事項として、市庁舎、竹原市民館及び福祉会館、図書館の現状と課題、今後のあり方について本市より説明がありました。

市庁舎等の今後のあり方は、本市のまちづくりの将来像を包含して考えなければならない重要な課題であります。

本市は、市庁舎等の課題の一つとしてユニバーサルデザインへの対応を上げられました。人に優しいまちづくりを推進する観点を持ち、広く市民の生活空間における利便性向上を図るのであれば、市庁舎等に限らずユニバーサルデザインへの一刻も早い取り組みを

図るべきだと考えます。

今後の本市の将来のまちづくりのあり方として、市庁舎等ユニバーサルデザインの視点をもち、取り組まれるならば、総合特区構想の活用を視野に入れて検討していくことも必要だと考えます。

そこでお伺いたします。JR竹原駅のバリアフリー化、市庁舎等の今後のあり方を踏まえた上で、市長はユニバーサルデザインの視点を持った本市の将来のまちづくりのあり方について、どのようにお考えになられていますか。また、昨年新しく制度化された総合特区構想を利用したユニバーサルデザインについての取り組みへのお考えをお伺いたします。

以上で壇上での質問を終えさせていただきますが、御答弁の内容次第により自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（北元 豊君） 順次、答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 山元議員の質問にお答えをいたします。3点目につきましては、副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてでございますが、少子高齢・人口減少社会の進行、経済のグローバル化や社会の成熟化、地方分権改革の進展など社会経済情勢が大きく変化しており、我が国全体が平成17年から人口減少社会に移行する中で、とりわけ地方における人口減少が顕著となっており、本市においても昭和55年の3万6,895人をピークに、その後減少が続き、平成24年1月末現在では2万8,794人、高齢化率は32.78%となるなど、国や県よりも少子・高齢化が進む、大変厳しい状況であると認識しております。

少子化による構造的な人口減少への対応については、まずは国において抜本的な対策を講じることが必要であると考えますが、市外への人口流出に歯どめをかけるためには、本市も含め各自治体において地域の特性を生かした施策を講じていく必要があると考えております。

また、人はその経済活動において、生産者、消費者、納税者という3つの重要な役割を果たしており、少子・高齢、人口減少の進行により、税収の減少や高齢者福祉、医療など社会保障関係経費の増大が進み、財政的な面でも厳しさが増す可能性が高いと考えます。

さらに、地域のマンパワーやコミュニティの低下も懸念されるところであります。

このため、本市におきましては、総合計画において目指す将来像に住みよさ実感を掲げ、とりわけ市から転出する人口に歯どめをかけるとの観点から、本市の持つ自然環境や歴史、文化、コミュニティなど持てるもの、いわゆる底力を発揮し、暮らしの豊かさなどを高めることで、住み続けたいまちを目指すとともに、訪れたい、住んでみたいまちに向けて、交流人口の拡大から定住につながる施策に取り組んでいるところであります。

こうした人口減少に歯どめをかける具体的な施策の一つに、雇用の拡大と産業全体への経済波及効果を期待して、企業誘致の推進とその情報発信に取り組んでおります。

昨今の円高などによる企業の設備投資動向が依然と厳しい状況の中で、今回、県営竹原工業流通団地へのメガソーラー発電施設整備の立地協定を締結できたことは、本市の地の利だけでなく、庁内体制を強化し、県と連携して先端、成長産業の分野における付加価値の高い企業立地の可能性を調査し、積極的な誘致活動を行ってきたことが実を結んだものと考えております。

また、県営団地に限らず、企業進出に適している大規模な市内遊休地の情報発信にも取り組んできたことから、長年未利用の状態が続いていた西野町国道2号線沿いの遊休地へ産業用車両整備工場を誘致することができました。

バイオマスを初めとする自然エネルギーの分野の成長を有望と見込んだ今回の環境産業の誘致、育成についての御質問であります。まずは、メガソーラーという太陽光発電産業の誘致にいち早く対応した本市の取り組みを情報発信して、さらなる認知度の向上を図り、県営団地の未分譲地早期解消を目指すとともに、メガソーラー発電所の完成を契機として、新エネルギー分野や成長産業分野などにおける企業誘致に取り組む、また関連する研究、教育施設や産業観光などに資する施設の誘致なども調査研究してまいりたいと考えております。

今後も県との連携を密にしながら、国の動向はもとより、各分野における企業動向や設備投資動向の把握に努め、また、雇用の拡大にもつながるよう積極的に誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。昨年3月11日発生した東日本大震災から間もなく1年が経過しようとしております。

これまでの想定をはるかに超える巨大な地震、津波により、一度の災害では戦後最大の人命が失われ、甚大な被害をもたらした東日本大震災を受け、中央防災会議に設置された東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会では、このたびの

震災による地震、津波の発生や被害の状況等の分析や今後の対策について検討され、地震の発生は避けられないものとして、いかにその被害を軽減するかを主眼とした減災の考え方を基本に対策を進めていくこととされました。

また、円滑な避難のための体制整備、地震、津波に強いまちづくり、津波に対する防災意識の向上の3つを主要な柱として防災教育や防災訓練を充実させ、津波の危険性への理解を促していくことが重要であるとの最終報告をまとめ、この報告を受けて、昨年12月末に国の防災対策の基本方針を定めた防災基本計画の見直しを行っております。

見直しの主な内容につきましては、津波対策の抜本的強化を図ることから、これまで計画の震災対策編に含まれていた津波対策を拡充し、新たに津波災害対策編を設け、地震、津波対策の方向性として、海岸保全施設の整備とともに、住民避難を軸とした情報伝達と避難体制の確保、津波に対する防災知識の普及などの見直し、強化が必要であるとしており、今後もこのたびの大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行うこととされております。

本市におきましても、東日本大震災を受け、南海トラフを震源域とする東南海・南海地震に加え、東海地震が一度に発生する3連動地震が想定されている状況をかんがみますと、地震、津波対策の強化を図ることは不可欠であると認識しております。

このたびの東日本大震災を受け、国や県におきましては、今後の地震、津波対策などの見直しを進められているところであり、本市といたしましても、地域防災計画において新たに津波災害対策編を策定し、地震、津波対策に取り組んでまいりたいと考えております。

自然災害は、いつ起きるか予測が難しいだけでなく、起こった場合はこのたびのように一度の災害で甚大な被害をもたらすことがあります。日ごろから災害時の被害を最小化する減災の考え方にに基づき、災害に備えておく必要があると考えますので、本市においても、避難行動において有益である津波ハザードマップの整備及び周知を図るとともに、引き続き広報紙や防災訓練、出前講座などの機会をとらえて、防災知識の普及、啓発に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは、私のほうから3点目のユニバーサルデザインを目指した本市のまちづくりについてをお答えいたします。

多様化する市民ニーズや地域の課題に対応し、計画的かつ総合的なまちづくりを推進するため、本市においては、平成21年3月に第5次竹原市総合計画を策定し、市民の皆様と行政の協働により、住みよさ実感の実現に向け、取り組みを行っております。

全国を上回るペースで人口減少、少子・高齢化が急速に進行する本市において、高齢者や障害者など、すべての市民が安全で自由に行動できる、人に優しいまちづくりを行うことは喫緊の課題であるとの認識のもと、JR竹原駅のバリアフリー化が実現するよう、JR西日本、国、県などに強く働きかけを行ってまいりました。

また、同様の観点から、来年度予定している市庁舎のあり方検討においても、ユニバーサルデザインへの対応を課題の一つとしてとらえ検討していくこととしております。

さらに、これまでににおいても公共建築物の新築に際しては可能な限りユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、広島県福祉のまちづくり条例、バリアフリー新法に基づく整備基準の適合に努めてきたところであり、例えば、近年の建築物としては、平成12年度に建設したふくしの駅や、平成14年度に建設したふれあいステーション忠海の2施設について、広島県福祉のまちづくり条例へ適合するとともに、バリアフリー新法による建築物移動等円滑化誘導基準適合施設の認定も受けたところがあります。

今後のまちづくりにおいては、高齢者や障害者が安心して利用できるバリアフリーに対応した公共建築物、歩道、公園等の整備改善はもちろんのこと、不特定多数の人が快適に施設等を利用できることで、積極的な社会参画が容易となるユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けた取り組みが必要であると考えております。

総合特区制度につきましては、平成22年6月18日閣議決定に基づき、「新成長戦略「元気な日本」復活へのシナリオ」として、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の選択と集中の観点を最大限生かす方策として創設されたところがあります。

主な内容としては、規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置をパッケージ化して実施する新たな制度として、我が国の経済成長のエンジンとなる産業、機能の集積拠点の形成を行う国際戦略総合特区、地域資源を最大限活用した地域活性化の取り組みによる地域力の向上となる地域活性化総合特区の2つのパターンがあります。

本県においては、広島県、尾道市、三原市、尾道市医師会、三原市医師会など17団体が構成員となって申請した尾道地域医療連携推進特区、広島県、福山市、尾道市、岡山県立大学、ツネイシホールディング株式会社など9団体が構成員となって申請した環境観光モデル都市づくり推進特区の2つの特区が、地域活性化総合特区に指定されております。

なお、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取り組みに対して、国と地域の政策資源を集中するものであり、国全体で共通するような政策課題の解決を目指し、地域が一体となって、特性を生かした先駆的な取り組みを実際に行った結果、国の規制、制度がボトルネックとなってこれ以上取り組みが進まないというケースについて活用することが適しているとされているとされています。

このような制度も研究しながら、休憩施設の確保や交流、憩いの場など、高齢者や障害者などが気軽に外出できる場の拡充にも努め、新たに整備する公共施設につきましては、計画の段階から高齢者や障害者などの意見を反映することなど、すべての人にとって使いやすく、安全で快適なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） それでは、再質問に入らせていただきます。

昨年 11 月末、中国とインドの間にある国、ブータン王国のワンチュク国王夫妻が来日されました。その折、国王夫妻のお姿がよくワイドショーなどのメディアで取り上げられました。国王夫妻の若々しさや謙虚な御姿勢に魅了された方もいらっしゃると思います。

そのブータン王国の面積は約 3 万 8, 400 平方キロメートル、日本で言えば九州の 3 万 8, 956 平方キロメートルとほぼ同じ広さで、人口は約 70 万人、広島県で言えば福山市と呉市をちょうど足し合わせたぐらいの国です。経済的に言えば GDP は約 34 億ドル、我が国が約 4 兆 3, 000 億ドルぐらいですから、比較すると我が国の 1%にも及びません。しかし、ブータンは経済的発展、つまり GDP で国力をはかることを注視するのではなく、GNH、国民総幸福量という基準に比準を置いています。金銭的、物質的豊かさではなく、精神的な豊かさを求めるという考え方です。これは幸福こそ人の、そして国家の究極の目標と考えた前国王の指針に基づくものであります。

国民の約半数が今幸せであると答える、この国の思想は、近年、先進国にも価値観の再考について影響を与えています。しかし、現在の世界経済の体制は市場規模を追求する経済で推移していると考えます。市場規模イコール総人口が経済の発展に関係していることは確定的な答えでないとしても、否定しがたい要因の一つであると考えます。

実際に近年、高い経済成長率を誇るアジアの国々の人口を見ても、中国約 13 億人、イ

ンド約12億人、世界的に人口で有名なこの2国を除いても、インドネシア約2億4,000万人、フィリピン9,300万人、ベトナム8,784万人とアジアの3カ国だけでEU、ヨーロッパ連合加盟27カ国、約5億人の約8割に相当します。もちろん経済の発展にはさまざまな要因があるので、一概には言えませんが、人口の多さが資本家、投資家に市場としての魅力を見せつけているのは事実だと思います。

このような世界的な現状の中で、本市は雇用型産業の誘致に努めてこられたと推察します。誘致が決まれば市民にとってもよい話であると考えますので、引き続き努力していただきたいと思いますが、一方で、このたび本市に誘致が決まった太陽光発電のような環境産業分野の誘致、育成にも、より力を注いでいただく視点をお持ちになられてはよいのではないかと考えます。環境問題への取り組みは停滞することがあったとしても、今後後退することはないと考えます。それに付随する環境産業に力を注ぐことで、住環境にすぐれたまちづくりを進め、住みよさを市民に実感していただき、人口の流出を抑えることができればと、また、今後成長が見込まれる環境産業に力を注ぐことで、将来的な本市の税収の伸びに貢献できるのではないかという視点を明確にした上で、環境産業に関する質問をしていきたいと思います。

環境産業といっても、その分野は広範囲にわたります。質問書で述べたように、自然エネルギー、再生可能エネルギーに関してお伺いしたいと思います。

資源エネルギー庁の平成22年度における発電電力量構成比を見ると、原子力29%、LNG29%、石炭25%、石油等8%、その他9%で、新エネルギーなどはその他に含まれわずか1.1%しかありません。しかし、今後は原子力を補うエネルギー分野の一つとして、また、昨年成立した再生可能エネルギー法の支援により伸びてくる可能性は高いと思われます。

そのような流れの中で、本市も大型太陽光発電施設の誘致を決定いたしました。県内で見ても福山市、中国地方、国内で見ても太陽光発電誘致への自治体の動きは広がっています。また、太陽光発電を単なる発電とするのではなく、1次産業と結びつけて取り組む自治体も出てきています。例えば、熊本県熊本市と宇城市は、熊本県の2011年度太陽光発電を利用した農業の実証事業という補助制度を利用し、富士電機、全国農業協同組合連合会と協力してビニールハウスの傾斜を利用した太陽電池を設置し、生物を育成し、また、育成状況を調査する機器に生かす事業を2012年度より開始するとされています。

佐賀県では、佐賀市にある農業試験研究センターにおいて極薄太陽電池をビニールハウ

スに設置する試みを行い、また、熊本県水俣市では水俣湾でのカキ養殖場に同じく極薄太陽電池を設置し、カキへの酸素供給、水温などの養殖データを取得する機器に電力を送るシステムの取り組みを始める予定です。確かに本市の太陽光発電とは形態は違いますが、1次産業と太陽光発電の結びつけとして生かすべきところはあると考えます。

話は少し変わりますが、昨年9月の一般質問において公民館などの避難所に設定されている場所の屋根、または屋上に太陽光発電を設置してはとお伺いいたしました。風力発電の話になりますが、北海道浜頓別町、青森県鯨ヶ沢町、秋田県天王町などは市民出資で運営し、組織形態として商法で規定された匿名組合を活用しています。匿名組合を活用すれば1口当たりの出資を低く抑えることができます。避難所における太陽光発電もこの形態を利用してはどうかと考えます。出資に対する配当があれば市民の所得増加にもつながりますし、災害時の非常用電源としても活用できると思います。

本市としても先進地例を研究し、太陽光発電を生かした地域活性化に取り組んではとありますが、現在そのような取り組みについて御検討されていますか。

副議長（北元 豊君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 環境産業へも力を注ぐ中で、新エネルギーを活用した1次産業への活性化も検討してはどうかということで、今議員のほうから事例を踏まえて御提案をいただいたような取り組みは残念ながら本市においては取り組みをしておりませんが、今現在、地域ブランド開発等もあわせまして生産者も含めた、農林水産業の生産者も含めた基盤整備については地域の課題だというふうに認識をしております。このたびの今の御提言を受けた中で、言うなればコミュニティ発電というような御提言だろうと思いますので、今後、そういう産業化をするような組織の底上げなり立ち上げというようなときには、そういった環境面にも配慮したような産業興しというふうなことはぜひ調査研究していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

副議長（北元 豊君） 避難所の発電について。

（発言する者あり）

副議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 公民館の屋根の太陽光発電についての御質問ですが、現在のところ検討もしていない状況であります。先ほどの議員の御指摘を踏まえながら、今後検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） ありがとうございます。先ほど産業振興課長のほうからコミュニティ発電という話がありましたけど、先ほどの公民館、避難所などにおける発電、太陽光発電に関連してもう少しお話をさせていただければと思います。

先ほどは市民の出資という形で実現していけばいいというお話をさせていただいたとは思いますが、もう少し考えて、例えば、例えばですよ、竹原市の自治会などにおいてある程度の区画でそういう避難所等に太陽光発電を出資できて、また、これは出資するときに法律にかかるのかどうか分からないですけど、自治会等でお金を出して、また太陽光発電を設置し、例えば、それで利益が出るようであれば自治会の運営費として回していくというような取り組みを進めてみたらおもしろいのではないかと考えますが、それについて御答弁をお願いいたしたいと思います。

副議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 太陽光発電の自然エネルギーの活用、公共施設、いわゆる避難所等の公民館における設置についてのお話であります。

御存じのように、個人に対しては太陽光発電の補助を行っております。また、公共施設においても、市としては、今後そういう環境に配慮した施策について調査研究するという部分は当然出て、研究していきたいとは思っておりますけれども、先ほどの御指摘の自治会、いわゆる事業者がそういう事業に、事業者といいますか、個人じゃなしに団体がそういう発電に対して取り組めるという部分についても、今のところ自治会に対してすべて太陽光発電を設置する、すべて自治会でできるかということになると費用対効果等もありますので、まずはそういう事業者に対して太陽光発電ができるという部分については、今後そういう自治会に対して、そういう事例といいますか、そういうのを紹介していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） 避難所などの太陽光発電はぜひ進めていきたいと思っておりますので、できれば市のほうでも、仮に法律的にクリアできるものであって、出資してくださる方がいらっしゃるのであれば進めていただきたいと思います。

また、先ほども述べましたけど、いざというときの非常用電源にもなります。後ほど触れると思いますが、このたびの国の防災基本計画の津波災害対策編でも避難所等における非常電源の充実ということは重点項目にも掲げられておりますので、よろしく願いた

したいと思います。

また、今課長のほうから御答弁ありました個人についてという言葉がちょっと引っかかったので、またもう1つちょっと質問させていただきたいと思うのですが、確かに各住宅ごとに太陽光発電を設置していくというのも大変重要なことであるとは考えますが、最近の研究では個々の家、1軒1軒に太陽光発電をつけていくよりもある程度の区画ですかね、グリッドということの、格子という意味なんですけど、グリッドで何軒かまとめて太陽光発電を推進していったほうが効率がいいという研究もあります。そういうことも含めて、先ほどちょっと自治会等で避難所等の太陽光発電を設置してはどうかというお話をさせていただいたんですが、仮に避難所ではなくても、そういうグリッド上の太陽光発電の普及ということも考えていただければと思いますが、御答弁お願いできますか。

副議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほど答弁した補助に関しましては個人ということで、今議員御指摘にあるのは一定程度の世帯といいますか、に出資して設置をするということについての御質問でありました。

今現在、当然、地球環境いいますか、環境のCO₂の削減等について取り組んでいかなければいけないという部分について今進めておるわけでありましてけれども、そういう今議員紹介のありましたことも含めて、今後、調査研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

副議長（北元 豊君） 1番。

1番（山元経穂君） ありがとうございます。ぜひ調査研究をして啓発を図っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、1次産業については、ちょっと関連したものをまたいろいろとお聞きしようと思いますので、また後ほどにして、次に風力発電に関してお伺いさせていただきたいと思ひます。

先月18日の中国新聞の特集記事、地域とエネルギーにおいて風力発電について研究されている岡山大学大学院環境学研究科の比江島慎二准教授が紹介されておりました。記事の中で、比江島准教授は、瀬戸内海は風が弱いという固定観念があるが、実は風力発電に適していると述べておりました。興味深いと思ひ、比江島准教授のホームページをのぞいてみると、瀬戸内海洋上ウインドファーム構想というものを提唱しておりました。内容は、発電した電力を汚れた海の水質浄化や大規模養殖への利用、風車の基礎の周辺の海中に魚礁や

藻場をつくり水産業へ広く活用するとしたものでした。構想自体は非常におもしろいものであると感じました。

ただ、風力発電には先ほどの記事の中でも、さまざまな問題が指摘されています。景観阻害、騒音、台風、雷、送電線を陸へつなぐコストなどです。私は研究者ではありませんので、これら一つ一つの課題について答えは出せませんが、ただ、推論は立てられます。例えば、景観に関しては中国新聞の同じ特集記事で2月15日に載っていた鳥取市が導入している全方位型の小型風力発電を導入するという手もありますし、送電線に関しては海洋で電力を消費すればどうかと考えますし、騒音に関して言えば小型のもので、洋上で使用するのであれば対処できるのではないかと、あくまで推論の域を出ないものではありますが、検討の余地があるのではないかと思います。比江島教授の瀬戸内海洋上ウインドファーム構想が実現できれば水産業の活性化も期待できる構想であると考えます。

また、海の逆というわけではありませんが、我が国には山地が多く、豊かな森林資源に恵まれており、木質バイオマスの活用も視野に入れることができると考えます。本市においても山地は多いものであるという認識を持っております。バイオマスとは生物をバイオとまとまった量をあらわすマスを合成してつくった言葉であり、木質バイオマスとは植物である木質の材料や木質を生かした素材の分野に応用できるものを意味します。中国経済産業局から出版されている木、竹活用新時代にはいろいろな木質バイオマスの活用に触れています。木、竹質バイオマスを微粉砕してプラスチックにまぜて強度を向上させる技術を開発した企業、木、竹質バイオマスを活用して水質浄化用のカーボンを開発した企業など、中国地方における木質バイオマスの先進企業、研究者を紹介しています。木質バイオマスにおける有望性を示していると思います。

中国地方から離れますが、京都府宮津市は竹を利用して竹質バイオマスを活用した竹発電を2011年から始めています。本市も山地に恵まれ、また、竹文化を伝統としてきたまちです。御検討されれば資源を活用できるのではないかと考えます。

以上、本市の恵まれた海、山という自然環境にも適した新エネルギー、再生可能エネルギーの分野について御提言いたしました。本市として、今後この分野の育成、企業誘致についてどのようなお考えをお持ちですか、御答弁をお願いいたします。

副議長（北元 豊君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今、風力発電、木質バイオマス、竹質バイオマスというふうなことで御提言をいただきました。

まず風力発電、これについては、実は企業のほうが竹原市内で風力の調査を1年間実施しております。これは地域で申しますと吉名の地域で、これは山のほうで風力発電の可能性を事業者、企業のほうで調査をしていただきまして、残念ながらそういう発電のコストが、採算が合わないというふうなことで結論づけをいただいております、これについては、今議員のほうからお話がありました、まずこの売電、電気をつくって売るという新しい分野の事業については、今後、送電のコストというのがやはり課題になってくるものだろうというふうに考えております。

今回のメガソーラーでもそうですけれども、新エネルギー分野におきましては、そういったメリット、デメリットの部分でやはり送電の施設を設置者が整備をするというところがコスト高につながるということで、デメリットの部分がまだまだ大きいということで議論がまだ続いているという状況でございます。しかしながら、その中で、例えば、発電と送電を分割といいますか、分業するような議論もようやく始まっておりまして、今後その辺のデメリット部分が解消されれば、そういった発電分野にも一定の日の目が来るのかなと。

それから、木質、竹質も含めてですけれども、特に森林を活用したバイオマス事業、これについては輸送と確保のコスト、これが課題だというふうに認識をしております。と申しますのが、木を切って、それを加工して発電の材料にするというようなことで、例えば、搬出をするための林道整備であるとか、そういう環境が整っている地域で一定にはまだ実証的な取り組みが行われている状況でございます、これについてもやはりコスト面という部分がデメリットになっております。しかしながら、竹原市の個性といいますか、地域の特性としてバイオマスと言えるかどうかわかりませんが、竹原市内の企業におかれましては、竹材を利用した合板の製造というようなことも取り組まれている企業がございますので、今後そういった技術も含めまして竹原をPRできる素材については企業誘致に活用していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いたします。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） ありがとうございます。今お聞きしたらなかなか風力も、木、竹質も現状点ではちょっと難しいということ。特に風力の発送電分離に関しては、今の国の流れを見ていたら規制緩和という観点から、今後進む可能性もあると思いますので、また、木質のほうもあわせて、今後もし技術革新があったりとか、その他障害が除かれるという

ことになれば活用できるかもしれない。本市の貴重な資源である竹や海を生かした風力ですかね、山でもそうですが、今課長からお話があった山の風力でもそうではあると思いますが、そういうものを生かせる環境への研究、取り組みは常に続けておいていただきたいと思います。

続いてエネルギー、電力ではありませんが、再生可能エネルギーでバイオ燃料についてお伺いしたいと思います。

バイオ燃料とは生物、植物を利用してつくる燃料のことです。特に燃料としてはメタノールとエタノール、また廃食油、てんぷらかすの油とかですかね、廃食油を原料としたものが有名です。メタノールは菜の花やヒマワリからとれる油で簡単に生成できます。エタノールも菜の花やサトウキビ、トウモロコシから採取できます。バイオ燃料の特徴としてはカーボンニュートラル、要は国際的に二酸化炭素の排出量がゼロとして認められることです。EU、ヨーロッパ連合加盟国では、現在このバイオ燃料を10%ガソリンに混合させたバイオガソリンが義務づけられており、2020年までには20%のガソリンとの混合が義務づけられております。

我が国においても資源エネルギー庁により、2003年から混合率3%までのバイオガソリンが認められています。先日、私もガソリンスタンドへ給油に行ったら1%混合のものでした。EU加盟国と比較してまだ低い率でしか認められてはいませんが、今後の混合率の上昇は十分に考えられると認識しております。

自治体のバイオ燃料の取り組みについて、茨城県と滋賀県の例を挙げてみたいと思います。

茨城県においては、平成19年2月、県の環境部も絡んだ茨城県バイオディーゼル燃料普及促進研究会により、バイオディーゼル燃料導入促進マニュアルを公表しています。マニュアルの中身は、わかりやすい言葉と図柄を入れて、県民の方が理解しやすいように、廃食油などからバイオ燃料ができるまでを説明しています。滋賀県においても菜の花プロジェクトを掲げ、県のホームページで菜種油がバイオ燃料に行き着くまでをこちらも図柄入りでわかりやすく説明して、バイオ燃料の普及を図っています。

茨城県行方市は、ヒマワリ油を使ったバイオ燃料の普及に取り組んでいます。休耕田約3ヘクタールを利用してヒマワリを植え、ヒマワリからとれた油を売り出し、市内で市民の方に利用され廃食油となったものをバイオ燃料として精製、活用する計画を進めています。また、ヒマワリが満開になれば観光名所として活用し、ヒマワリ油の一部はきれいな

黄色い柄でパッケージをして商工会が市内外へ売り出しています。行方市のように休耕田を利用した取り組みについて、長崎総合科学大学の坂井正康教授は、我が国にある休耕田400万ヘクタールにエネルギー作物を栽培すれば、石油に換算して4,000万トン以上の液体燃料が生産でき、国内の自動車用燃料のかなりの部分を賄うことができると分析しています。先ほどの茨城県のマニュアルではバイオディーゼル燃料精製装置は1基当たり350万円程度と紹介されています。植物からバイオ燃料の精製を考えると、まず食用油が生まれ、それを利用すれば廃食油となり、そして、回収して精製すればバイオ燃料となります。廃食油を回収するシステムができれば必然的に住民、市民の環境意識も高まり、次世代を担う子供へもよい学習となると考えます。

本市においても行方市のように、今後成長が見込まれ環境意識の向上につながるバイオ燃料への取り組みを推進してはと思いますが、本市はどのようにお考えになりますか。

副議長（北元 豊君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今、1次産業も絡めたバイオ燃料の御提言でございました。

特に、休耕田を利用した御提案というか、事例については大変参考にはなりましたがけれども、今現在、竹原市内におきましては、そういった休耕田を利用した活動取り組みが可能であるというふうになるにはですね、ようやく農業法人が2法人立ち上がったというような中で、やはりそういった1次産業も絡めたような中で燃料ということであれば竹原市においては市営の交通局等も持ち合わせておりませんので、その燃料をどう使うかという中で、私の立場から申しますのは、やはりそういった農業法人であるとか、集落営農といったような大きな仕組みづくりの中で、その精製のプラントが約350万円ということで御紹介をいただきましたので、今現在そういった農業法人がその設備投資をしてまでの事業の推進というのはなかなか厳しいとは思いますが、今回の御提言を参考にさせていただきながら、今後のそういった集落営農、農業法人等の規模拡大の際には、ぜひ検討させていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 1番。

1番（山元経穂君） ありがとうございます。なかなか先ほどからちょっと難しいという御答弁が続くのも正直理解できます。新エネルギーの分野というのは最近になって注目された分野で、技術の革新等も今後続いていくとは思いますが。

ただ、今のバイオ燃料ですか、もし精製できるバイオエタノール、バイオ燃料ですか

ね、精製できるものであればいろんな面で竹原市にとってもプラスになると思います。環境意識の住民への啓発もできますし、また、教育にも環境意識という視点で生かせるものではないかと考えておりますし、また、本当に再生可能なエネルギー、循環型社会、今注目されている循環型社会のシステムをつくる第一歩になるのではないかとと思います。

私も今回の質問においていろいろ研究させていただきましたけど、まだはっきりと明確な形で、一つシステムとしてつくり上げている自治体はないように思います。願わくば竹原市がその自治体の第1位になっていただくことを切望する次第であります。もちろん、そのような取り組みを引き続き続けていただきたいと思います。

自然エネルギーや再生エネルギーの分野は研究していけば、環境問題や住環境の改善に有益なだけでなく、自治体における環境資源を引き出し、新たにそのまちの魅力を再発見できることにもつながるのではないかとと思いますが、いろいろと御提言申し上げたことを踏まえて環境産業に対する最後に市長の御所見をお伺いいたしたい、この問題の最後に市長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

副議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 自然エネルギー、あるいは再生エネルギー、これから新エネルギーということで安定した電力供給に向けて、あるいは環境産業に向けてというような御提言をいただきました。基本的には、そういった新エネルギーについては、イニシャルコスト、あるいは発電コストといった後のメンテの部分、ここらあたりが大変コスト高につながるというようなことで、行政のほうでは全国的にはまだ個々には具体化してはおりません。ここらあたりはこれからの東日本大震災を受けた以降、どうしても電力供給ということについては大変大きな課題になるという認識は我々も持ってございまして、国のほうへもこういった電力供給に関しての新たな産業分野における取り組みについては強く要望をしております。そういったことも含めて、これからの新産業エネルギーについては調査研究をしております。よろしく申し上げます。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） ありがとうございます。ぜひそのように努めていただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、防災の問題に入らせていただきたいと思います。ただ、時間の関係上、ちょっと予定したものよりも少し減らしてお伺いいたしたいと思います。

先ほども質問書で述べましたが、今週の日曜日で東日本大震災から1年が来ようとして

おります。今もなお、1年前のあの津波の映像を見ると、さいなまれないものがあります。今、この議場にいる同僚議員、理事者の方、タネットをごらんになられている方も同じような心境ではないかと思えます。改めて被災された方にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方に対して衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

そこで、先ほども申し上げましたように、今回の国の防災基本計画の修正点、津波災害対策編からいろいろとお聞きする予定ではありましたが、時間のほうがなくなってきておりますので、1点御質問させていただきます。

避難所に関して伺いたいと思います。

避難所の備蓄については、今までも同僚議員がかなりお聞きしておりますので、少し視点を変えてお聞きしたいと思います。

先月27日の日経BPニュースにおいて、有名な精神科医の香山リカさんが「「アフター311」－震災後の社会マインドー」というコラムで、次のように述べています。被災地のある自治体の職員が話すには、避難所へ東京の先生から、“今後の住民ケアに必要なので、トラウマの実態調査のアンケートをお願いします”と何千枚もあるアンケートを渡された。職員は避難住民への対応があるのに勘弁してほしいと感じたとあります。しかし、もっと問題なのはその中身で、被災者に震災を思い出させたりする被災者の心をえぐるような項目が多々あると述べています。また、本来であれば人の心を助けるなりわいであるはずのカウンセラーが、子供を集めて海の絵を描いてみようと絵を描かせたりして問題のある心のケアを行ったとあります。被災地、避難所にはこのような専門家、カウンセラーが頻繁に訪れると述べています。

また、同じコラムの中で、香山さんはグリーフケア、日本語に直すと悲しみに嘆く、悲嘆ケアの第一人者である高木慶子さんの著書「喪失体験と悲嘆 阪神淡路大震災で子どもと死別した34人の母親の言葉」という本の内容を紹介しています。その中で母親たちが一番してほしくなかったこととして、心の傷を新たに深めるような精神科医やカウンセラーの対応と、わかったふりの同情の言葉や押しつけがましい言葉を受けたことであり、この2つの回答が50%を超えるとして、逆に一番してほしかったことは、そっとしてほしかったことだとあります。震災を体験した方のお話を聞き、今後の教訓にしてさまざまな視点に生かすことは大切ですが、人の心を傷つけてまで調べる、探る行為は決して許されるべきものではないと考えます。

国の津波災害対策編においても、避難場所の生活環境の確保という項目においてプライ

バシーの保護も記されています。避難住民の心のケアに十二分に配慮し、問題ある心のケアを遠ざけることができるならば本市の地域防災計画もよりよきものになると考えますが、この点に関して本市はどのようにお考えかお伺いいたします。

副議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 避難所等におきます心のケアについての対策の御質問でございます。

現在の本市の防災計画におきましては、大規模な災害が発生した場合には周辺市、町、県、日本赤十字社、医師会、医療機関等の協力を得まして、避難所等に設置する救護所におきまして迅速かつ的確に医療救護活動を行うということとしております。

先ほどの避難所で被災された方の心のケアを行うための取り組みということにつきましては、非常にこれは重要なことだというふうに認識しております。被災住民の相談に応じる窓口、こういったものを設置いたしまして精神的に不安定な状態にある住民に対しましては、その不安を解消するためのさまざまなケアに取り組む必要があるというふうに考えております。こうした場合に、避難されている方の心情を酌み取って、健康相談ですとか心のケア、カウンセリング等に当たることができるような取り組みということにつきましては、先ほど議員からもございましたように、いわゆるメンタルヘルスの対策ということになるかと思えます。こういったことについては十分に講じてまいりたいというふうに考えております。

なお、このたび、東日本大震災への支援といたしまして、本市から被災地のほうへ保健師を1名派遣して避難所での健康相談業務というものを行っております。こういった貴重な体験をした職員がおりますので、こういったことも生かしていけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 1番。

1番（山元経穂君） ぜひ派遣された保健師さんの経験が生かせるような体制をつくって、その他、保健師さんに限らず本市からもたくさん被災地へ行かれて、いろいろ救済活動をされたとお聞きしております。そういう経験を生かせるようにしていただきたいと思えます。

また、ちょっとなかなか言葉にしては難しいんですが、常に疑うということも忘れないでほしいと思います。カウンセラーや臨床心理士さん、専門家と言えば、どちらかと言えば盲目的に信じてしまうようなところがあると思います。特に人間は困った状況になって

いればいるほどそういう状況に陥りやすいのではないかと思います、そういう点もどうしたらいいかというのは非常に難しいと思いますが、専門家に対してお話するという事です、非常に難しいとは思いますが、常に疑って、そういう心のケアができるような、問題のあるケアではなく、心のケアができるような体制づくりもいろいろと考えてほしいと思います。

防災に関していろいろお聞きしたかったんですが、少しちょっと、1題しか聞いていなくてまとめのような言葉で申しわけがないと思いますが、防災に関して一番大事なことは有事に備えておくことを常に忘れないことである。不幸にも有事に見舞われた場合、本市も掲げているような減災対策を素早く実行できる体制の構築にあると思います。

昨年5月1日の参議院予算委員会において菅直人前首相は、すべてが初めてなので完全とは言わないが全力を挙げて対応してきた、初めてのことからと述べています。すべてが同じ災害は存在しません。初めてだから対応できないでは、国民や市民に対して許されないことだと考えます。

どうか市長におかれましては、あす地震が起こるかもしれないという緊張感、何が起っても対応できるというぐらいの御気概で地域防災計画の修正に臨み、市民の安全を考えていただきたいと思いますが、最後に、改めて防災に関して市長の御所見をお伺いいたします。

副議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 竹原市として、今後の防災に対する取り組み方針というような御質問だったと思います。

さきの東日本大震災を初め、異常気象による災害が各地で発生をしている状況を見ますと、本市においてもこうした災害を教訓として災害時における住民の安全・安心というのが確保できるように日ごろの防災、減災対策に取り組む必要があるかというように認識をしているところでございます。このため、ふだんからの突然の災害に備えておくこと、そして、災害が起きた場合の迅速な避難方法等について、さまざまな機会をとらえ住民に対して周知を図っていく必要もあろうかと考えております。

先般開催いたしました本市の防災会議におきましても、ハザードマップの作成のほか、国、県と連動した防災計画の見直しや要援護者対策など、今後の取り組み方針についても報告をいたしましたところでございます。今後も、庁内におきましても防災体制の中で、地域住民や各防災機関等と連携し、地域における防災意識の高揚と防災に対する取り組みの充

実に努めてまいりたいと考えております。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） ぜひそのような形で防災対策の充実に取り組んでいただくよう、また、いざというときは素早く行動ができる体制を構築していただけるようによろしく願いたいと思います。

続いて、3のユニバーサルデザインを目指した本市のまちづくりについてお伺いしたいと思います。

このたびのJ R竹原駅のバリアフリーの実施についてですが、私も先輩議員の小坂智徳議員とともに質問書で触れた市民有志の会の発起人の一人として皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら活動してまいりました。また、昨年3月と9月に一般質問でもお伺いさせていただきました。ですから、今回のJ R竹原駅の件に関しては大変喜ばしく感じております。

また、先ほども質問書で触れましたように、市民の方々からも大変喜びの声を多く伺っております。さきに触れた全員協議会においてバリアフリー化の実施内容、過程について詳しい説明をしていただきましたが、それを受けての全員協議会での意見や市民の御意見を今後の事業推進に当たりどのように生かされるか、意気込みなどお聞かせいただければと思います。

副議長（北元 豊君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） J Rのバリアフリーに関して御答弁申し上げます。

副市長から答弁させていただきましたように、人口減少、少子・高齢化が急速に進行します本市において、高齢者、障害者など、すべての市民が安全で安心に行動できるという人に優しいまちづくりを目指すということで、市長を先頭に市民の要望とか議会での御提言も踏まえて取り組んでまいりました。これまでも市民の皆さんからの御意見、それから議会で伺った御意見等も踏まえまして、今後はJ Rと協議して早急に実現するように事業進捗に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

副議長（北元 豊君） 1 番。

1 番（山元経穂君） 市民の期待も大きい事業でありますので、滞りなく進めていただきますようによろしく願いたいと思います。

次に、ユニバーサルデザインについてお伺いしたいと思います。

ユニバーサルデザインとは簡単に説明すれば、老若男女、障害、能力のいかんを問わず、だれもが利用できる空間、環境のことです。このたびのＪＲ竹原駅のように公共性が高い施設においてだれもが利用できる形態にすることは、ユニバーサルデザインを目指したまちづくりを進めていく上で意義のあることではないかと考えます。

ユニバーサルデザインという方向性を持ち、まちづくりを進めている先進地の一つに東京都があります。東京都は都独自で東京都福祉のまちづくり特区構想を推進し、バリアフリー新法で対象外となる道路、公園などの施設を整備し、高齢者や障害者がどこでも行けるまちづくりを進めています。

質問書でも述べたように、本市も庁舎などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の実現を考えているならば、公共施設並びに駅前のような交通アクセスのかなめから進めていき、いずれは東京都の構想を倣い、法律で対応できない場所にもユニバーサルデザイン化を図っていくことがよいのではないかと考えます。

現時点において市全域のユニバーサルデザイン化までは構想にないと思いますが、視点を広げてみたとき、例えば、町並みなどの観光地までとらえたとき何らかの規制にぶつかるのではないかと考えます。庁舎等のあり方を含むまちづくりを考えたときも何か潜在的なものに出くわすような気がします。そのときのためにさまざまな規制を緩和できる総合特区構想の研究を進めておくべきだと考えるのですが、本市はそれについてどのようなとらえ方をされていますか。

副議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、１点目のユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりでございますが、本市においても、実は駅前周辺バリアフリー化関連事業というのを以前から取り組んでおります。駅前広場につきましては、皆さん御存じのように、平成１８年の９月に発生いたしました竹原駅前のバスロータリー内の死亡事故に関しまして、国土交通省、ＪＲ西日本、芸陽バス、本市において協議を行いまして、歩行者の通行に関して動線の確保、それから歩行者の通路を明確にすることから、平成１９年から平成２０年、２カ年かけまして実は整備をいたしております。計画の段階からＪＲ西日本と協議を行いまして、駅前広場の歩行者の動線を確保して、さらに滑りにくく路面の仕上げとか、その他視覚障害者の誘導用ブロックの設置、視覚異常者のための歩道内の配色の明確化を行いまして、誤進入の防止のためのロータリー周辺においてガードパイプの設置、それから高齢者、障害者の移動等の円滑に促進して安全に取り組んでいるところでございます。

また、平成12年3月に策定されました竹原市の中心市街地活性化基本計画に基づきまして、関連事業として平成13年～15年の3カ年で、竹原駅前買い物公園改修工事を実施いたしております。その概要は、アイフル316の自転車用駐輪場の一部を改修いたしまして障害者用の駐車場を確保するとともに、可能なエリアで車道と歩道の段差解消をするという整備、歩道の切り下げの解消を行いましてバリアフリー化の推進を図ってきたということでございます。

さらに、本川公園の進入路のブロックの実施とか、同時にはトイレの改修等々も行っていきます。そうして、今年度は本川公園の利用者の安心・安全の観点から、老朽化した遊具の改築等も現在行ってまいります。こういったことを踏まえまして、先ほど2点目の質問で総合特区制度を視野に入れたまちづくりの考え方につきましても、本市に適用できる事業があればこのような制度も視野に入れて研究をしながら、そして、公共施設などにつきましては、利用者、利用状況や必要に応じてできるところからバリアフリー化に、あるいはすべての人々にとって優しいユニバーサルデザインを目指したまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 1番。

1番（山元経穂君） 引き続きユニバーサル、今お聞きしたら、いろいろと本市もバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めているようでありますので、引き続きそちらの方向を進めていただきたいと思います。

また、総合特区に関してですが、総合特区は以前あった構造改革特区と比べて、構造改革特区というのは分野がかなり限定された規制改革特区であったと思いますが、構造改革特区は多分野にわたり規制を排除できるというか、規制の緩和が認められる特区でありますので、今回、ユニバーサルデザインの質問ではありますが、本市においてもいろんな諸施策を実行する上で考えられて研究しておかれたらよいものではないかと思います。

時間がなくなりましたので、これをお聞きして最後にいたしたいと思います。

今回の一般質問において、環境、防災、ユニバーサルデザインに関してお伺いいたしました。いずれも市民の方の住みよさや安心・安全というテーマにおいて重要性が高いと感じ、お伺いさせていただきました。

最後に、冒頭のブータンの話ではありますが、市民がどう幸福を実感できるまちづくりを目指すか市長の御所見をお伺いして、質問を終えたいと思います。

副議長（北元 豊君） 市長。

市長（小坂政司君） 山元議員から諸所提案をいただきました。環境に優しい、あるいは災害に強い、また、人に優しいまちづくりということでございますけれども、環境というのは国においても自治体においても最優先の課題であります。幸いにして、昨年12月に竹原市においてはメガソーラーの誘致の立地協定を結ぶことができました。こういった再生エネルギーというのは非常に大きな発信力がある産業だというふうに思っておりますので、中国地方でいち早く商業用メガソーラーとして稼働できるようなシステムをつくっていきたいというふうに思っております。

また、市内の既存企業においても、先ほどの環境ではありませんが、電気自動車の電池材料というもので、新しい工場の立地ができております。加えて竹原の道の駅においても、そういった電気自動車の充電スタンドの設置を3月中にさせていただきたいというふうに思います。

加えて、広島県が平成24年度の予算で小型用家電のリサイクルのシステムの構築事業をやるわけですが、そういった中で、やはり竹原においてはリサイクルを踏まえて鉱山、都市鉱山といいますか、レアメタル、金を含めたレアメタルの抽出をする企業もございまして、そういったものを踏まえて環境の産業というものを構築していきたいというふうに思っております。

また、東日本大震災における震災を踏まえ、これからこの地域においても南海、東南海、そして、東海という3連動地震も想定をされておるわけでございますので、想定外と言わずに、想定をしっかりと踏まえながら、特に竹原市の場合はまだ津波ハザードマップがございませんので、早急にそういったものも構築しながら災害に強いまちをつくりたいというふうに思います。

また、先ほどの話でございましたが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの中で、本年度予算計上させていただいております竹原駅のバリアフリー化におきましては、JR西日本、あるいは国、県の支援もいただく中で予算計上をさせていただいております。これはさまざまな市民から要望の強い中、また、市民有志の会、そして議会でも取り上げていただいております。ぜひこれは採択をいただき、本年、24年度実現に向けて取り組みたいというふうに思います。

市民の反響は大変大きいものがあるというわけで、大変喜んでいただいておりますが、この議会で採択をいただかないとできませんので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

また、人に優しいまちづくりということは、まさにこのユニバーサルデザイン、バリアフリーでございますが、先ほど建設産業部長が話をしておりましたアニメ「たまゆら」も、この監督、佐藤さんは全国の中で何で竹原を選んだかというのは、観光地竹原でもなくて、こういった環境に優しい、歴史、文化、人に優しい、この竹原のまちを選定されたというのが理由であります。

あすのNHK総合テレビでございます「クローズアップ現代」、7時半からでございますが、これはアニメのまちをめぐる放送でありますので……。

副議長（北元 豊君） この際、会議の時間を延長しておきます。

市長（小坂政司君） そういったアニメのまちの聖地巡礼ということで竹原が出ます。やはり竹原市民にとってですね、こういった環境に優しい自然豊かなこの竹原は誇りにしなければならぬまちであろうかと思えます。我々はそれをさらにブラッシュアップしながら元気で住みよいまちづくりを取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

副議長（北元 豊君） 以上をもって山元経穂君の一般質問を終結いたします。

明3月7日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時01分 散会